

環境社会配慮助言委員会 第113回 全体会合

日時 2020年5月15日（金） 14:00～17:15

場所 オンライン会議

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 元助教
小椋 健司	阪神高速道路株式会社 技術部国際室 国際プロジェクト担当部長
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
掛川 三千代	創価大学 経済学部 准教授
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES） 東京サステナビリティフォーラム フェロー
作本 直行	独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）顧問
重田 康博	宇都宮大学 国際学部 教授 特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター（JANIC） 政策アドバイザー
柴田 裕希	東邦大学 理学部 准教授
島 健治	株式会社三井住友銀行 国際審査部 国際環境室 室長
鈴木 孜	元アークコーポレーション株式会社 元技術部長
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター
谷本 寿男	元恵泉女学園大学 人間社会学部 元教授
寺原 譲治	城西国際大学 環境社会学部 教授
錦澤 滋雄	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン （CI ジャパン） 代表理事
村山 武彦	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
山崎 周	株式会社三菱 UFJ 銀行 ソリューションプロダクツ部 サステナブルビジネス室 室長
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹

JICA

中曽根 慎良	審査部 次長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
加藤 健	審査部 環境社会配慮審査課 課長
竹内 卓朗	南アジア部 南アジア第一課 課長
大井 綾子	アフリカ部 アフリカ第三課 課長
多田 尚平	民間連携事業部 海外投融資課 課長

大和田 慶	民間連携事業部	海外投融资課
小暮 倫子	民間連携事業部	海外投融资課

午後2時00分開会

○加藤 それでは、JICA審査部、加藤です。本日はお集りいただきまして、ありがとうございます。時間となりましたので、始めさせていただきますと思います。

ただいまよりJICA環境社会配慮助言委員会第113回の全体会合を始めたいと思います。新型コロナに関する緊急事態宣言下で難しい状況が続いておりますけれども、遠隔の形で進める点につきまして皆様のご了承、ご協力をいただきまして、本当にありがとうございます。これまでもワーキンググループ及び全体会合を含めまして、多数遠隔の会議で実施しておりますけれども、皆様のご協力の下で無事議論が進められております。

本日は参加者60名を超える大きな会議となりますので、いろいろご不便をおかけすることとなりますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、改めて注意事項を何点かお知らせ申し上げたいと思います。

1点目ですけれども、本日の配付資料には委員限りとファイル名に記載された資料を配付させていただいております。昨日、委員の皆様向けにメールでお知らせをいたしましたとおり、委員限りとファイル名に記載されたものにつきましては、一部不開示情報を含んでおりますので、助言委員の皆様限りとしてお取り扱いいただきまして、守秘義務含め情報のお取扱いにご留意をいただければと思います。

2点目です。遠隔会議に当たりまして、ご発言のない間は必ずマイクをミュートにさせていただくようお願いをいたします。発言される場合はマイクがついていることを確認の上、ご発言ください。聞こえやすさは声の大きさのみならずマイクに向けて話されているかどうかポイントとなります。

3点目でございますが、ご発言される際には冒頭お名乗りいただきまして、司会の原嶋委員長の指名をお待ちください。原嶋委員長から指名され次第、冒頭名乗っていただいて、誰に向かったの発言かを明確にさせていただき、できるだけ結論から端的に短くご発言いただけますと大変幸いです。

なお、発言が終わりましたら以上ですと一言いただければと、その後の進行が円滑かと思います。

また、名乗られた際にほかの委員の方と声が重なった場合及びほかの委員の発言中に次の発言をご希望される場合には、例えばこのSkypeのインスタントメッセージに発言ご希望の旨をメッセージに入力いただきますと円滑かと思います。原嶋委員長におかれましては、どなたが発言を希望されているかがご不明な場合は事務局にお尋ねいただければと思います。インスタントメッセージのフォローを事務局で行っております。

また、本日は逐語議事録で録音させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

また、質疑応答が本日難しくなると思いますが、助言確定の議論につきましては、本日の会合中に確定をしたいと思っておりますけれども、案件概要説明や報告事項に関して質問など意思決定が求められていないものについては、追加的にメールベースでの質問、コメントもお受けしたいと思いますので、本日中にいただければと思います。

また、お手元のSkypeのネットワークで技術的な問題が生じた場合に、会議全体の進行は邪魔したくないという場合は、別途大石か古賀にメールでご連絡をいただきますと、代替手段等があり得るか可能な限りサポートいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

注意事項は以上となります。

それでは、本日の司会進行を原嶋委員長にお渡ししたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○原嶋委員長 原嶋でございます。本日、よろしくお願い申し上げます。聞こえますでしょうか。ちょっと確認をお願いします。

それでは、第113回の全体会合を開催いたします。議事次第に従って進めさせていただきます。

まず最初、開会が終わりまして、2番目のワーキンググループのスケジュール確認でございます。一応事務局から確認をお願いしていいですか。

○加藤 それでは、議事次第の2ページ目の日程表をご覧くださいと思います。

記載のと通りの担当委員を割り振らせていただいております。ご都合の悪い日程等がございましたら、またメール等でご連絡をいただければと思います。また、6月は6月12日に全体会合、そして、7月は7月6日に全体会合を予定しております。7月6日の全体会合が第5期の最終の全体会合となります。その次の8月の全体会合が第6期の初回の全体会合となりますので、7月6日の全体会合以降は今のところどうしても不可欠な場合を除いては、ワーキンググループの開催は想定をしていないというところがございます。

事務局からは以上です。

○原嶋委員長 それでは、細かい日程の調整につきましては、メールで事務局のほうにご連絡いただくということで進めさせていただきたいと思っております。

続きまして、案件概要説明ということで1件ございます。インド国北東州道路網連結性改善事業ということでございまして、本件につきまして担当の方のご準備が整いましたらご説明をお願いします。

○竹内 南アジア部の南アジア第一課課長の竹内でございます。これからご説明して参ります。

では、最初に3ページのほうにいただけますでしょうか。3ページですね。次のページですね。では、説明に参ります。

これはインドの北東部の地域で左側に地図がありますけれども、緑色でくくっているこのエリアで複数の州で道路を建設する事業でございますが、この北東部は非常に日印の協力関係の中で重視されてきております。2014年度から数次にわたって首脳会談の宣言でも言及されていて、非常に重視していく協力のまさに地域であるということですか、真ん中のところにもありますけれども、その重要性が非常に高いと。

とりわけやはり発展がそれ以外の地域と比べてかなり遅れている地域ということがあったりですとか、その発展が阻害されている要因の一つにやはり物流とか人同士の移動が道路ですとかインフラの不足によってかなり妨げられているというようなところもありまして、特に道路の分野を中心に協力というのを非常に重視して実施してきているエリアでございます。

続きまして、4ページ目のほうにってください。

こちらに今回の事業サイト等を書いています。これはこれまでの過去の北東部地域の道路と一緒に書いているんですけれども、今回対象となるのは3つ区間がありまして、右側の拡大図のほうに青色で書いています。全体的に左側のほうに書いているんですけれども、一つはアと書いているの

が下のほうです。左下のほうにあるところで、これはトリプラ州というところで実施するサイトが一つあるのと、あと、イというのは左側の上のほうにあるんですけども、アッサム州というところのスリランプルからドゥブリまでの区間と。今度、最後はその下にウと書いてあるんですけども、もう一つ、メガラヤ州ですね。この3州において道路建設することをカバレッジしていくような事業部になって参ります。

続きまして、5ページのほうをお願いします。

事業の背景を記してございます。インドでは、道路は鉄道と並びまして非常に重要な輸送手段を占めています。ただ、二つ目のポツですが、北東部地域は道路の舗装の遅れが非常に顕著です。舗装率が全国平均7割に比して5割強しかないとか、2車線道路の割合というのも全国平均の半分弱ぐらいのものしかなくてということで非常に整備が遅れていて、やはり望まれているような状況であったりですか、あと、非常に山岳地域が多いんですけども、土砂災害対策のための斜面舗装とか排水路などが不十分であるとか、先ほど申したとおり物流も非常に阻害されるような地方になっていて、経済社会活動の遅れの一つの要因であるというようなことをまさに捉えられているというか、認識されているような課題であります。

これを改善して、まさにこの北東部地域内外の、また、北東州から他国も含めた連結性を向上するという事を通じて、人どもの動きを活性化して経済社会効果の発現を期待している、そういった事業でございます。

次のページにってください。

こちらは事業概要を記しております。先ほど申したとおり、(2)のほうの内容でございますけれども、3つの区間で工事をします。これはちょっと一つ一つ地図に基づいてご説明するので、その際にこの次からご説明します。

また次のページ、7ページ目にってください。

こちらはトリプラ州というところのサイトの図を書いてございます。これ全長163kmにわたりますして、ここは既存道路の改良・拡幅を行うエリアでございます。

次のページにってください。

サイトの種類としましては、山岳地域と既存道路の住宅、商業地があるとか、あと農地・森林と大体こういったところが組み合わせてあるようなところでございます。山岳のほうについては、こちらは用地取得が一部あるんですけども、非常に限定的でございますが、ただ、工事中、交通規制による影響等々、日々の生活に影響を与える可能性があって、配慮していく必要があるとか、あと、一応この資料の中では指定部族という人たちがかなりおりますので、この自治評議会などの管理区域と重複する可能性なども見ていかなきゃいけないと。

既存道路、住宅・商業地に関しましては、これ住宅密集地は基本的に最大限回避するような、まさにアライメントで書いておりますけれども、ただ、一部移転が出てくると。そういったときにまた今のところの想定としては、移転後も周辺での生計回復が可能ということで、このあたりもしっかり見ていく必要があると。

農地・森林に関しましては、この樹木伐採などが線形改良によって出てくるのが想定されておりますので、代替の植樹をしていくとか、あと、用地取得なども生じてきますので、こういったところの影響、プラスの効果も当然見込んでいるものになって参りますけれども、よく見ていく必要が

あるということだというふうに考えています。

次のページにってください。

続いてアッサム州のほうにサイトになります。こちらは全長54キロでございまして、一部新設が想定されますが、大宗が改修・改良を想定している区間でございます。

またちょっと次のページのほう、10ページのほうに飛んでいただきまして、こちらはあまり山岳地域のほうは想定されておらずに、住宅・商業地、農地・森林が多いと。住宅・商業地についてのポイントは先ほど申したようなところでございます。森林も似ておりますけれども、農地取得、分断による影響が一部出てくるということをご想定してございますので、こういったところをよく見ていく必要があったりとか、あと特定部族の方ですね、ボド族という民族、この評議会の管理区域とも重複する可能性があるのでは、こういったところはよく見ていく必要があるというふうに考えております。

続きまして、11ページをお願いします。

こちらは最後、メガラヤ州のほうになります。全長94キロでこちらでも一部新設がございまして、大宗は改修・改良が占めているようなところでございます。

またちょっと次のページに参りまして、サイトの種類でございまして、山岳地域、こちらは1番下のほうにありますけれども、こちらは特定部族であるガロ族という方たちの管理区域と重なる可能性があるのでは、よく見ていく必要があるということです。農地・森林に関しましても、二つ目にありますけれども、農地・森林の取得、分断による影響というのが出てくることを想定されますので、こういったところへの配慮というのをしっかり見ていく必要があるということです。

次のページ、13ページをお願いします。

カテゴリはもうAに分類がされてございます。それで、あと協力準備調査の中身のところです。具体的なちょっと詳細なところが次のページ以降にありますので、そちらで説明していきます。

14ページをお願いします。

こちらは、まずこれはトリプラ州のほうのサイトのほうになりますけれども、環境許認可について、まだEIAが未実施であるということなので、今後インド国内法に基づく許認可の取得状況の確認をしていく必要があると。汚染は大体こちらに書いてあるとおりですが、自然環境面について言いますと、この事業区域内に国立公園ですとか野生動物保護区などの保護区はございません。ただ、事業地の近隣ですね、大体近いところで3キロぐらい、そこから15キロぐらいの距離で3つほど野生保護区があるということがございますので、より具体的に自然環境調査をしていくとか、植林等々の緩和策をしっかりと考慮していく必要があるとか、これは全てに共通しますけれども、環境管理計画、モニタリング計画の詳細ですとか予算・実施体制についての確認が必要だというふうに考えてございます。

続いてアッサムとメガラヤですね。これは同じ国道127号線Bという路線のほうになりますけれども、アッサムのほうにつきましては、インド国内法に基づきEIAが済んでいて、メガラヤのほうはちょっとまだであるということですので、この許認可取得状況のほうを確認する必要があるというふうに考えてございます。

汚染対策はもう大体こちらに書いてあるとおりですが、メガラヤのほうはEIA未実施でもありますので、ちょっとまだ汚染対策をどうしていくかとかということも含めての確認を、ちょっとこれ

からしなければいけないような状況にあります。

あと、自然環境面について、アッサムのほうにつきましても、まさに事業地の中にはこちらも同様に国立公園ですとか野生動物保護区などの保護区がございます。森林伐採については、当局と協議の上、森林を伐採する際には代替の植林を実施するということになります。今のところの認識として、事業地周辺10kmバッファ内に貴重種があるということは見られていないです。地域の生態系に配慮した対策が取られる方向であると、アッサムのほうはうたわれておりますけれども、そのあたりのところも実情をしっかりと確認していくということでございます。メガラヤのほうは、ちょっとこの点も含めての調査がこれからということになりますので、内容についてはよく見ていく必要があるというふうに考えてございます。

最後、社会配慮項目です。これは3区間共通でございますけれども、まずトリプラ州のほうにつきましても、あとメガラヤのほうもRAPがまだ未作成というふうになっておりますので、これは今後調査の中でしっかり支援をしたり確認するということをしていく必要があるというふうに今は認識しております。

アッサムのほうにつきましても、既にRAPが作成されております。74世帯384名の移転が必要だというふうに今情報としてはありますので、ちょっとこのあたりのところをまさに被影響住民とのコミュニケーションの情報であるとか補償のまさにプランであるとか、そこに対するまさに今住民の方たちが今どんな認識を持っているかどうかをしっかりと今後確認していくということでございます。

あと、1番下のポツの指定部族による自治区と重なる可能性があるということは途中の説明でもございましたけれども、こういったところへの影響、ガイドラインに沿った配慮を適切にしているかどうかといったあたりもしっかりと確認していく必要があるというふうに考えてございます。

最後、12ページのほうに参りますが、今後のスケジュールでございます。

ちょっと多分にコロナの影響で現地渡航ができるかどうかによってかなり流動的な面もございますが、想定としましては、6月にスコーピングのワーキンググループをやらせていただいて、ちょっと順調に調査が進めばドラフト・ファイナルレポートに基づいて8月の下旬にワーキンググループ、9月上旬に全体会合、9月下旬に環境レビューというふうに進められればと思っておりますが、今後の状況次第という面もございます。

南アジア一課からの報告は以上でございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、本件はまだワーキンググループの日程については具体的に特定されておられませんけれども、今のご説明について、重要な点についてご質問、コメントありましたらお名前を教えてください。

○小椋委員 原嶋委員長、小椋ですけれども、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 小椋委員、お願いします。

○小椋委員 説明ありがとうございます。

10ページ、12ページの下に現道に沿った形で商店がちらほら見受けられるのですが、1点目は現道のライト・オブ・ウェイの幅員ですね。それはちゃんとインドの国内法とかこの州の法律で決まっていますかという質問です。何を懸念しているかと申しますと、その現道の幅員ですね。

ライト・オブ・ウェイの幅員の上に商店が乗っていて、いわゆる不法占拠の形になったがゆえにその上のストラクチャーは補償しないよというようなことがあり得るのではないかということ懸念しての質問でございます。

ですから、まずライト・オブ・ウェイの幅員があるのかどうかということ、決まっているのかどうかということと、ライト・オブ・ウェイの上に何か商店が張り出しているところのストラクチャーの補償というのはあるのでしょうかという2点になります。お願いいたします。

○原嶋委員長 竹内さん、お願いします。JICAの竹内さん、ご回答をお願いできますか。

○竹内 こちらは今詳細なルール等につきまして、まず1番目の点ですね、幅員のところについて改めてちょっと調査の中で確認をして参りたいと思います。

基本的にこれはもう累次にわたってこれまでに4つのフェーズで支援してきていますけれども、何か非正規的な扱いで補償がされないとか配慮がされないということは、基本的にこれまでのところでも上手くやってきているので、同様の扱いにされるというふうに想定してはいますけれども、いずれにしても、ちょっとそこはルール等、また、ルールにかかわらず我々のガイドラインの制度に沿った対応をしていくかどうかということは、ちょっと今後調査のほうで確認して参る所存です。

○小椋委員 承知いたしました。では、よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○原嶋委員長 ほかにご質問、コメントございますでしょうか。

○掛川委員 掛川です。

○原嶋委員長 掛川委員、お願いします。

○掛川委員 説明ありがとうございました。2点質問させていただきます。

一つ目は、インドのこの北東部はあまりセキュリティがよろしくないと言われているから聞いていて、特にインドの市民権法の改正法の関係で反対の運動があったりと聞いてはいますけれども、今後そのプロジェクトの準備とかで実施するに当たってセキュリティが大丈夫なのかという点について一つは教えてください。

二つ目は、パワーポイントの7ページぐらいのところにあったかと思うんですけれども、国際流通網を今回のプロジェクトで改善、今回のところで道路を拡幅したりとか改善することによって、全体の国際流通網の機能が向上することでしたけれども、もう少し大きなスケールで、地域の恐らく国際交通網だと思うんですけれども、そこがどのように、ここがつながることもしくはここが改善されることによってどのように地域全体の国際流通網が改善するのかというところをもう少し詳しく教えてください。

○原嶋委員長 JICAの竹内さん、回答をお願いします。

○竹内 まず、最初の点です。セキュリティでございますが、まさにご指摘のとおり、もともとインドの中でも、それぞれ部族なども違いますし、いろいろと独立分離みたいな潜在的な気風もあるところですので、まず基本的に何点が留意しなきゃいけないところがあります。

まさにご指摘ありましたけれども、12月の国籍法の改正に当たっても、メガラヤ、アッサムでは、やっぱりその動きに対する反対的な動きがあったりとか、トリプラのほうは逆に既存の人たちが新しくそれでまた市民権が認められたことによって、今度は自分たちの仕事が奪われる云々とか何かいろいろ複雑な要素がありますけれども、それぞれがそれぞれ州の状況に応じた不安要素みたいなのを抱えているところではありますので、よく見ていかなきゃいかんと。

ただ、今コロナ禍でもって、もっと社会が置かれている状況というのが激変しておりますので、いずれにしてもいろいろな貧困があるエリアですし、そういった形での不安要素というのも潜在的にあるエリアですので、そこはちょっとよくよく見ながら、さらに日本のコンサルタントさんが入っていくことになっていくでしょうから、注意しながら進めていくことにしていきたいと思えます。事務所のほうでもそのあたりのところは、セキュリティ会社さんとも契約をしていて、かなりしっかり見えていますので、そこは留意して進めていただきたいと思います。

大きなまさに国際回廊としての機能ということでございますけれども、まず最初のほうのトリプラ州のほうでいいますと、これ地図でいうと4ページ目のほうをご覧いただくと1番見えやすくなってございますけれども、これはまさにトリプラ州の南北に縦断するような形の路線になっておりまして、つい昨年度、上の黒色の部分のところのまさに借款契約を結んで、今度はそことつながってバングラデシュまでつながるようなエリアになります。

このバングラデシュの南のほうにいきますと、この第2の都市であるチッタゴンがあって、さらにその南のほうのエリアのほうにいろいろと今マタバリというエリアがかなり港などもつくって、今後産業集積地になったと思えますけれども、そういった北東州からバングラデシュの今後産業がかなり中心地になっていくであろうところに縦貫して貫かれていくような形の流通網になっていきますので、どちらかというとなングラの栄えていくところの後背地的場所にあるようなところになっていくような路線をつなげていくということで、非常にバングラの発展の活力が取り込まれていくようなことが期待されるエリアでございます。

あと、メガラヤとまさにアッサムのところで、ここはもうちょっと累次にわたって北東州のフェーズ1という事業とフェーズ3で架けた橋とがあり、今後それらをさらにつなぐのが今回の2区間ということになっていまして、北はブータンのほうにまでつながっていくような回廊で、その南はバングラにつながるといことなので、まさに南アジアの3か国をきちっと貫いて連結させていくような構想の中でつくってきている案件でございますので、連結性を高めるような効果を出していくということ想定して、仕上げ段階に入っているような今回区間の整備になります。

○掛川委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、細かい点につきましてはワーキンググループの中でご議論いただきたいと思いますけれども、残りもし本当に大きな点で確認したい点がございましたら、お名前をお聞きしたいと思います。

○源氏田委員 すみません、源氏田です。よろしいですか。

○原嶋委員長 源氏田委員、お願いします。

○源氏田委員 すみません。住民協議について質問させてください。

12ページのスケジュールで見ると、5月の下旬にEIA、RAPを委託して、DFRは8月にできるというスケジュールになっているのですが、ここで住民協議も入ってくると思うのですが、この新型コロナの影響下で住民協議はなかなか大変だと思うんですね。ステークホルダー・ミーティングを開催するとか、そういったことは難しいのではないかとと思うのですが、住民協議はどういうふうにご新型コロナの下でやっていくというお考えなのかを教えてくださいませんか。

○原嶋委員長 竹内さん、お願いします。

○竹内 ありがとうございます。

まさにちょっとインドでも州によってかなり感染状況が違っているの、見ていく必要はありますし、やっぱり不透明な面はあると思います。そこはやはり適切に踏めない場合は、スケジュールというのをよく見なきゃいけないと思います。一応今のところは、実施機関との間では8月までには開催をしてというふうな話はしておりますけれども、ちょっとここはよく慎重に見ながらちゃんと適切なデュープロセスを踏めるスケジュールでもって進めていくということになるというふうに考えています。

○源氏田委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 新型コロナの影響がなくても、全体のうちかなりの部分EIAができていないということで、6月にスコーピングのワーキンググループ、8月にドラフト・ファイナルレポートのワーキンググループというのは結構日程的には厳しいと思うんですけども、竹内さん、そもそも新型コロナの影響がなくても自然環境の調査とか含めてEIAは間に合うのでしょうか。

○竹内 ちょっとこの実施機関自体は、インドの中ではかなり能力の高い人たちで、この間にもちょっといろいろ動いてはいるので、等はあるんですけど、ただ、ちょっと再三申し上げているとおり、コロナの影響というのはこれから見定めなきゃいけないことになるので、もしかするとちょっとそこでまたご相談というのはあるかもしれないですが、ちょっと今のところ最短で踏めるスケジュールで設定しますが、ここはよく情報の集まり具合も見ながら、必要に応じてご相談させていただければというふうに思っています。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○作本委員 すみません、作本ですが、ちょっと短くよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 作本委員、お願いします。

○作本委員 すみません。最後になって、お忙しいときにすみません。本当に第5フェーズまでの事業、ご苦労さまです。本当に大変だったと思います。特にこの北東部地域というのは、貧困の問題、政治不安定の問題がずっと長く続いている地域ですので、この道路がかなり役に立つという印象を持っております。ぜひ成功させていただきたいと思います。

ちょっと関連で幾つか質問ないしコメントさせていただきたいと思います。まず最初に、各地域によって指定部族が異なるということなので、以前助言申し上げたとおり指定部族への対応は大変でしょうけれども、丁寧にやっていただければと思います。

あと、バングラデシュに近い地域の道路建設ということで、バングラデシュへのプラスの影響もあるというお話がありましたけれども、やはり大気と特に水ですね。バングラデシュに越境的な影響が起こらないのかどうかということには気を使っていただければと思います。

あと、3つ目が山岳地域、特にアッサムでの道路も関わるというお話でしたけれども、特に山岳地域での環境問題発生というのは、ESCAPから報告書が昔出ておりますけれども、山岳地域特有の環境問題というのがあるとの話は聞いております。ということで、もし崖崩れですとか水質汚濁とかいろいろあるんじゃないか、そういうことがあります。

あと、最後の点ではコロナの件で源氏田委員と、あと、委員長からもお話しありましたけれども、コロナのこの中で事業を進行させるのは大変なことかと思いますが、このJICAのスケジュー

ルに合わせるために無理をして調査者、あるいは住民への影響が広がらないようにご配慮をぜひお願いしたいと思えます。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、JICAの竹内さん、短めにご回答をお願いします。

○竹内 いずれの点も大変重要な点だと思います。よく留意したいということがまず結論です。特に山岳のところの特有の問題のところは私どもも非常に重視していて、技術協力なども入れてやってきている部分でもあり留意しますし、その他の件についてもよく留意して進めたいと思えます。ありがとうございます。

○作本委員 ありがとうございます。本当によろしくお願ひいたします。

○日比委員 日比でございます。1点よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 日比委員、お願いします。

○日比委員 ありがとうございます。

もう手短かにですけれども、国全体では基本的に森林の減少率というのはかなり低くて、むしろ積極的な植林で増えているところもあるんですけれども、この北東部の地域というのはその中ではかなり森林減少が進んでいる地域になってございますので、やはりこの道路整備事業が直接森林を転換するかどうかというとはまた別に、道路が整備されることによって交通アクセスが改善することによって近隣周辺の森林伐採圧力が高まる危険性があるということを、十分留意した上での調査というのを進めていただければというふうに思っております。

以上です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 JICAの竹内さん、対応ありましたらお願いします。

○竹内 実は私ども昨年、まさにメガラヤで植林の事業に借款契約を締結したりとか、北東州のまさに植林ということ自体も非常に力を入れてやってきている部分なので、まさにご指摘の点はそのとおりだと思いますので、よく留意して、森林当局などとよく話しながら今後進めたいと思えます。どうもありがとうございます。

○原嶋委員長 日比委員、よろしいですか。

○日比委員 はい、ありがとうございます。結構でございます。

○原嶋委員長 それでは、時間の関係もありますので、本件についてはここで締めくくりとさせていただきます。

それでは、担当の方、どうもありがとうございました。

○竹内 ありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、本件、今日はワーキンググループの会合報告が2件予定されております。1件目がアンゴラ国の南部送電線増強事業でございます。この件につきましては、鈴木委員に主査をお願いしておりますので、鈴木委員、準備が整いましたらご説明をお願いします。

○鈴木委員 鈴木でございます。聞こえるでしょうか。

○原嶋委員長 はい、聞こえます。よろしくお願ひいたします。

○鈴木委員 アンゴラ国南部送電線増強事業という事業のスコーピングに対する助言の会合は、ワーキンググループは4月3日に行われました。Skypeでやりました。ワーキンググループの委員は、

石田委員、小椋委員、織田委員、米田委員、そして、私で、5名でやりました。それで、コメント、質問は111あって、それを助言7件にまとめました。

最初に助言のほうにいきますけれども、アンゴラ国はかなり大きな広い地域ですので、北部に電源があつて南部に工業地帯があるみたいな感じのところで、地域ごとの特性を踏まえた、北部、中部、南部を踏まえた電力開発計画についてDFRに詳述するということが全体事項としての助言で1番目です。

代替案の検討については、アンゴラはかつて内戦がひどかったところで、地雷がたくさん埋まっているというのは、まだ埋まっています、それが問題として、代替案の検討の2として、基本的には地雷を除去したルートを通ることになるとしても、送電線の工事にあたっては、かつて地雷が埋まっていた地域であることを工事関係者に周知して用心を促すことというのを2番目の助言にしました。

そして、3番目は例えば工事期間中だけの一時的移転であっても、JICAの環境社会配慮ガイドラインのとおり補償されるよう関係機関と協議、確認することというのを3番目の助言にしました。

社会環境配慮のところでは、これも用地に関することですが、4番目として本件事業の架空送電線のROWに抵触する箇所の補償方針について、JICA GLにもアンゴラ国内法にも規定されていない場合、被影響民、PAPsが不利益を被ることのないように必要な補償、架空送電線のROWのPAPsの土地利用に関しては損害、送電線の下とか何かに土地を持っている場合に、それに対する利用阻害とかということに対して補償しましょうと。日本では地役権とか地上権とかに設定される対価に相当するものについては、グッドプラクティスの補償事例を照会しつつ、実施機関の策定するRAPへの反映可能性について実施機関と協議することというのを4番目。

それで、5番目も用地に関してですが、用地取得及び住民移転に関して、アンゴラの法規とJICA GLに乖離がある場合には、伝統的慣習に基づく土地取引や補償が行われている現状があることから、当該地域での慣習に基づく事例について情報収集を行うとともに、JICA GLで規定する生計回復が可能な補償内容になっているかどうか、また、慣習等を適用した場合に不利な状況に置かれた人々が生まれないかなどに関して、先事例を調べて、そのような事例が確認された場合には本件事業に反映すべき点を報告書に記述することということ5番目にしました。

6番目は環境及び社会の状況に関して、当該地域の住民、産業、生計、教育について調査し、その結果を性別・年齢層別に記述すること。そういう統計になっていなかったんですね。

それから、ステークホルダー協議・情報公開については、住民協議に当たっては季節移動する先住民の人々やインフォーマル住民への配慮、開催時期、場所、使用言語に配慮した上で開催することというのを7番目の助言といたしました。

助言は以上です。

続いて論点にいっちゃっていいですかね。

○原嶋委員長 はい、お願いします。

○鈴木委員 論点はやっぱり土地利用の制限を踏まえた補償の在り方ということなんですが、助言委員より本件事業のような架空送電線事業や地下埋設物を敷設する事業、下水道敷設事業、地下鉄、トンネル構造の道路のように土地取得や被影響住民の住居の移転は伴わないが、土地利用を阻害するような場合の補償がJICA環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA GL」）で規定されていないこ

とから、日本も含めた第三国におけるグッドプラクティスを参考として、今後JICA GLの見直しで検討すべきとの指摘がなされた、これが論点一つです。

この助言委員会での議論は以上でございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、ワーキンググループにご参加いただきました石田委員、小椋委員、織田委員、米田委員、補足でご意見等ございましたらお名前をいただけますか。

特になければ委員皆様からご意見やご質問を頂戴したいと思います。お名前をお願いします。

○山岡委員 山岡です。よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 山岡委員、お願いします。

○山岡委員 2点ございます。

助言の地雷に関してなんですが、工事中に十分用心するというようなご指摘だと思いますけれども、これはやはり調査時に専門家が実際どの程度地雷が埋まっているのかどうかということと、埋まっている場合はやはり専門家が工事前に事前にこれは対策をしないとイケないと思うんですが、そういうことは十分計画され、あるいは調査もされているんでしょうかというのが1点目と、助言の1番最後でインフォーマル住民という言葉が出てきていましたけれども、これはどういう意味で、こういう言葉というのは通常使われるんでしょうか。

以上2点です。よろしくをお願いします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。1点目はJICAの側で、JICAの地雷の調査についてご回答できますでしょうか。

○大井 JICAアフリカ部アフリカ三課の大井と申します。本日はありがとうございます。

いただきました地雷のご質問に関して回答させていただきます。ご指摘、まさにおっしゃるとおりと考えております。本件事業対象地自体はアンゴラの中でも地雷ですとか不発弾の埋設の可能性は低いと言われている地域ではあるんですけれども、ただ一方で、アンゴラ政府は精緻な地雷の汚染状況というのを十分に把握できていない可能性もあると考えておまして、そういう意味では、我々この調査の中で地雷・不発弾の状況、それから、必要に応じて探査・除去活動というのにも必要というふうに考えております。こちらは今引き続き地雷部分については対処方針を検討しているところでございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。今の点、山岡委員、よろしいでしょうか。

○山岡委員 わかりました。多分安全という意味では非常に重要な点だと思いますので、よろしくをお願いします。

○原嶋委員長 2点目ですけれども、鈴木主査及びワーキンググループの織田委員、米田委員、石田委員に確認ですけれども、インフォーマル住民という言葉については非正規住民を指しているんでしょうか。

○鈴木委員 これは多分、織田委員か石田委員に聞くのがいいと思いますけれども。

○原嶋委員長 織田委員、石田委員、インフォーマル住民の言葉の使い方ですけれども、これはガイドラインでいうところの非正規住民ということと同じ意味で考えてよろしいでしょうか。

○石田委員 石田です。よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 お願いします。

○石田委員 自分が書いた質問105番を見ると、例えば縁辺部に居住する貧困者や内戦により移住してきた人たちということでやはり動きが悪い人たちということです。ですので、私の理解としては非正規住民に近いものだと思っています。

以上です。

○原嶋委員長 織田委員、いかがですか。

○織田委員 織田です。

このインフォーマル住民という言葉を使ったのは、確かいただいた資料にそのようにあったんじゃないかなと思うんですが、いずれにしても、町の予定されているルートの下に、インフォーマルの非正規の方が住んでいらっしゃるということがあったので、その方に対する配慮が必要であるというふうに書きました。そのインフォーマル住民という言葉なぜ使ったかというのは、確かそういうふうに書かれたんだと思うんですけども、以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。審査部の方に確認ですけれども、ガイドライン上はインフォーマルというのは非正規と訳して、非正規住民のことを指しているというふうに記憶していますけれども、いかがですか。

○加藤 そのようなご理解で結構だと思います。

○原嶋委員長 それでは、助言の7番目のインフォーマル住民という言葉非正規住民という形で改めるということで、鈴木主査、その他ワーキンググループのメンバーの方はいかがでしょうか。

○鈴木委員 私はそれで結構だと思います。

○原嶋委員長 ありがとうございます。ほかご意見ございますでしょうか。山岡委員、いかがでしょうか。

○山岡委員 わかりました。ありがとうございました。

○原嶋委員長 織田委員、石田委員、いかがでしょうか。米田委員も。

○織田委員 それで結構です。よろしくお願ひします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかに助言等……

○作本委員 すみません、作本です。

○原嶋委員長 作本委員、お願いします。

○作本委員 本当に細かいところというか技術的なところで申し訳ありません。代替案の検討の3番なんですけれども、一時的移転となっていますけれども、これは一時的な住民移転のことを指していると思いますので、ちょっと言葉を足したらと思います。3番目の助言ですね。それが一つ目、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 続いてお願いします。

○作本委員 では、二つ目が助言の5番目、アンゴラの法規となっていますけれども、やはり国内法規の国際条約への扱いとか何かもありますので、国内法で定めたものということであれば、この国内法規と言われたほうがよろしいのではないかなと、表現上で申し訳ありません。

次に3つ目で6番目なのでありますけれども、この「環境および」という6番目の助言でありますけれども、「調査し」というのが「住民、産業、生計、教育について調査し」というのは、先ほどちょっと主査のご報告もありましたけれども、全く調査されていなかったのでしょうか。調査がな

くその結果を記述することということになっていきますと、この環境及び社会の状況を調査という、ここら辺のところについて全く記述がなかったようにこの文章が読めてしまうんですけども、調査されたけれども、結果を性別・年齢層別に記述すると、そういう意味で真ん中が切れているんでしょうか。文章の真ん中が切れているのかどうかちょっとご確認をお願いできればと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

まず、一つが助言の3番目ですけども、織田委員に確認ですけども、一時的移転というのは具体的にはどういう状態を想定していますか。

○織田委員 この提案されたスコーピングの文書では、工事中に大きな車が通らなければいけないので、その間、道を拡幅する必要があるんで、住んでいらっしゃる方に一時的にちょっと移動していただくけれども、工事が終わったらまた道は元のように戻すから、その方々は戻ることができる。だから、住民移転には当たらないというご説明だったというふうに記憶しております。

だから、一時的なことだということだったんですが、やはりそうは言っても、たとえ一時的であってもきちんと補償していただきたいというのが私たちの意見だったというふうに記憶しております。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、あと可能性としては住民移転ということになりますと、違う意味合いを持ってしまいますので、一時的な土地利用の制限とかそういう形をイメージされているんでしょうか。

○織田委員 JICAの方にももう一度確認していただいたほうがいいかもしれませんが、少なくともワーキンググループでのご説明では、一つはルートをどういうふうに決めるかにもよるんですけども、一時的にはやはり移動しなければいけないという話でした。

以上です。

○原嶋委員長 今、作本委員からありました2点目は法規を国内法に変えるということで大きな問題はないと思いますけれども、3点目の調査ですね。6番の「調査しその結果」というところについては、これ鈴木主査に確認したほうがいいかと思っておりますけれども。

○鈴木委員 この調査はされているんですよ。調査はあるんだけども、その内容が性別・年齢層別に分けていないので、いろいろな分析上なかなか困るから、調査をするときにはそういう情報も含めて調査してくださいという意味合いだったんですけども。

○石田委員 石田ですけども、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 石田委員、お願いします。

○石田委員 今、主査が述べていただいたことに加えて、例えば代替案比較の表では放牧をしているという記述が出てくるんですが、農業なら農業なり放牧についてももう少し詳しい記述がないと、例えばどの土地にどう移動して何を飼っているというのがわからないとステークホルダー協議の設計にも影響しますから、あと、教育とか農業、放牧以外のことについても口頭でワーキンググループで質問すると農業が営まれているということで、調査団としては既に各種の調査を通じて情報はお持ちだと思うんですね。

ですので、それをまとめるなり新たにこの助言を受けて新規の調査を、追加調査で、これから調

査をするわけですので、調査の中できっちりとそこに挙げている項目については、調査をした上で項目を立てて記述してほしいという意見です。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。作本委員、いかがですか。

○作本委員 すみません。ご丁寧な説明をありがとうございます。私がちょっと質問したのは、文章の流れから見て、調査をもう1回行って全部やり直せというふうに読めたものですから、石田委員のちょっと内容がこの3つには含まれていないということがありますけれども、3つの点々の「教育の調査については」で点を1回切っていただいて、「その結果を性別・年齢別に記述すること」とすれば文章が流れやすいんじゃないかと思います。以上です。

○原嶋委員長 すみません。もう1度具体的に修正案をお願いします。

○作本委員 石田委員の今のお話はちょっと反映できていないかもしれませんが、「教育に関する調査については、その結果を性別・年齢層別に記述すること」とすれば、調査はもう一部行われているというふうに読めるんじゃないかと思います。

以上です。

○原嶋委員長 鈴木主査、よろしいですか。

○石田委員 石田ですが、1点よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 お願いします。

○石田委員 回答表との整合性を見ると、私は88番で質問したところのJICA事務局からのお答えは、事業対象地域レベルでの情報収集は現段階で未実施であり、DFRで対応しますというお答えをいただいているんです。なので、実際にはステークホルダー協議、住民との協議や住民への働きかけを何度かおやりになられて、その中で各種情報が上がってきたのではないかというふうに想像しているんですね。ですので、別に念を入れたかったわけじゃないんですけれども、スコーピングの材料としてはもう少し欲しかったなという思いもあったので、こういう形で調査するに当たって必要な社会面でのベースライン調査としては、これはやはり欠かせないというような思いもあって、「教育について調査し」とそのままストレートにぶつけてしまいました。

ただ、今、作本委員がおっしゃっていただいた文案でも私は異存はありません。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

作本委員、6番についてはワーキンググループの議論を尊重させていただいてという形でご理解はいただけませんかでしょうか。

○作本委員 わかりました。了解です。

○原嶋委員長 では、6番については現状のままということで、あと3番目についてですけれども、一時的な移転、住民移転と書きますと、全ての土地所有権を奪ってしまうということの意味するということで、一時的な移転ということで、移転の場合も住む場所の場合もあるでしょうし、店舗なんかの場合もいろいろあると思いますので、これも少し広い意味での一時的な移転という表現で、現状のままではいかがでしょうか、作本委員。

○作本委員 移転の前に例えば今織田委員のお話がありましたけれども、住民等もということで、住民と家屋なども含ませたような移転ということを入れたほうがよろしいんじゃないかと思うんで

すね。この文章全体から何を移転するのというのが2行から見えてこないのではないかというちょっとその不安だけです。

○原嶋委員長 それでは、一時的な家屋等の移転ということが一つの案としてありますけれども、鈴木主査、織田委員、いかがでしょうか。

○織田委員 おっしゃるとおり確かに何を移転するか書いておりませんでしたので、そういう説明、そのほうがわかりやすいと思いますから、一時的な家屋等の移転であつてもというふうなことにについては、私は賛成です。

○鈴木委員 私もそれで異存ありません。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、一応3番に一部修正、5番に一部修正ということですがけれども、ほかの委員の皆様、ご意見ございましたらお願いします。

○織田委員 すみません、今説明してもよろしいですか。

○原嶋委員長 どうぞ。

○織田委員 今、最初に出した回答案の質問等を確認していたんですけれども、1番最初の質問はこういうことでした。変電所候補地に関し、アクセス道路拡張のために一時的な住民移転が必要になる可能性があるとのことであるが、家屋等建物には影響せず住民だけが一時的に移転し、工事終了後帰宅するという意味かというふうに質問しましたところ、そのとおりですという回答とさらに詳細な説明をいただいておりますので、一時的な住民移転という言葉は私は最初の質問で使っております、そのことで良いということでしたので、すみません、ちょっと記憶がこんがらがっていましたが、一時的な住民移転としていただいてもよろしいのではないかと思います。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、JICA側、ちょっと言葉で誤解を招くんじゃないかという心配が若干ありますけれども、いかがでしょうか。JICAご担当の方あるいは審査部の方、何かご意見ありましたらお願いします。

○加藤 発言してもよろしいですか。

これからスコーピング後の調査が行われて、それで住民の移転を伴うものなのか構造物のみの撤去の可能性もあるのか、原嶋委員長がおっしゃられたような店舗の撤去ということだけなのかというところは、確定的なものはこれからの調査で得られるという理解ですので、先ほどおっしゃられたような「一時的な家屋等の移転」という表現が適切なのではないかと審査部としては考えております。

アフリカ部、いかがでしょうか。

○大井 ご理解のとおりです。今、審査部から話があつたとおりでお願いいたします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

織田委員、鈴木主査、住民移転ということだと、ちょっとほかのことを想起してしまう可能性がありまして、家屋は移転しないけれども人だけ移転するという状態がなかなか想定しにくいんでしょうけれども、構築物あるいは家屋などの移転という形で、あと具体的な特定は調査に依存するということではいかがでしょうか。

○織田委員 結構です。すみません、何かいろいろ言って。それで結構です。あとは主査の。

○原嶋委員長 鈴木主査、お願いします。

○鈴木委員 大丈夫です。これで結構です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかにございましたら。

○石田委員 石田です。よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 どうぞ。

○石田委員 先ほどの6番ですが、これはタイミングの問題ではなかったかと思っているんです。スコーピングの委員会がこうやってワーキングが開かれるときに、ちょうど調査のスケジュールが事前に決まって、その調査のスケジュール上集められた情報は全て私たちに提示していただいたと思っていますので、なので、JICAとしてのご回答もこれから調査をしますというふうにはっきりと書かれているわけだというふうに私は理解していますので、全体会合に出席されている皆さんもそのような理解を希望するところではあります。

以上です。

○原嶋委員長 今、時間的なタイムラグの問題はいろいろありますけれども、ワーキンググループの日にちも文書の中にございますので、その点は柔軟に対応できると思いますので、特に大きな問題がなければワーキンググループでの表現を尊重したいというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。作本委員、ご意見ありますか。

○作本委員 すみません。今の主査及び石田委員のお考えで結構です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかに委員の皆様、全体にわたりまして、あるいは論点につきましても何かコメントございましたら頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○谷本委員 谷本ですけれども、1点よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 谷本委員、お願いします。

○谷本委員 ちょっと今さらなんですけれども、助言の3ですね。これ代替案のところで恐らく検討されて、こういう助言が出てきたと思うんですが、内容からすれば次の社会配慮のほうに回したらいかがでしょうか。一つのコメントとして出させてください。

以上です。

○原嶋委員長 ご指摘のとおりだと思いますけれども、鈴木主査、ご意見ありますか。

○鈴木委員 私は変えても入っていればいいんですけれども、社会配慮に入れるという。

○原嶋委員長 はい、そのとおりです。

○鈴木委員 そうですね。では、それだったら大丈夫です。私はオーケーです。

○原嶋委員長 織田委員、いかがでしょうか。

○織田委員 別に構いません。ただ、そこに入ったのはおっしゃるとおり代替案のところで代替案の選び方によってはこういうことが生じる可能性があるということが書いてあったので、確認したというのが背景にあります。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、今、谷本委員のご提案を受けて画面どおり社会配慮に移転させる、本質的な内容は影響ないですけれども、変更するということです。ありがとうございます。

ほかにご意見ございますでしょうか。

○錦澤委員 錦澤ですけれども、論点に関してなんですけれども、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 お願いします。

○錦澤委員 論点について住民移転を伴わないケースで何らかの土地利用制限が生じる場合の補償というのも考えたほうがいいと。この点は大事だというふうに思います。

最後のほうの文章で、日本も含めた第三国におけるグッドプラクティスを参考にすべしというふうなことになっているんですけれども、私の理解ですと、日本で何らかの土地の所有権があった場合に、その地上の空中を何か使用するすとか、あるいは地下を利用するという場合に、その所有者に利用権とかいろいろな権利が生じているはずで、そこを使うという場合は、通常何らかの補償はなされるのが普通だと思うんですね。例えば大深度利用みたいな形で40mより深いところで公共利用する場合は所有権に断りなく使うとか、そういう非常に特殊なケースを除いて何らかの補償が発生するというのは、ある意味通常のことなので、多分日本だけじゃなくて、ほかの先進国もそういう形になっているんだと思います。

そういう意味で第三国におけるグッドプラクティスを参考としてと書いてあるんですけれども、グッドプラクティスというよりも、いわゆる通常補償される内容というのをまずきちんと整理なり確認して、それを参考にすべきと。その上で何らかの補償でグッドプラクティスがあるのであれば、それはもちろん参考にすることはいいと思うんですけれども、ですので、ちょっとそのグッドプラクティスというところが気になったということです。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

これは小椋委員でしょうか。

○小椋委員 特に私、グッドプラクティスという言葉にはこだわっておりません。ただ、幾つかのワーキングの中での事例を見ても、こういった送電線すとか地下埋設物が入る場合、いわゆる迷惑料的だけの金銭補償で済ませてしまっているような事例も幾つか見えています。

一方で、メトロマニラのようにちゃんと地上権設定もされて、それ相応の対価も支払っているようなものが見受けられます。これは何かというと、迷惑料的なものというのは、あくまでも生活圈補償だとかそんな類いなんですね。いわゆる財産権の補償にはなっていないので、ここはしっかり双方、例えば畑だったら根がそれ以上伸びなかつたりするので、いわゆる生計回復にも資するし、かつ財産権補償ですね。抵触する部分の財産権補償にも資するし、そういったものを今後JICAのガイドラインの中では見直しに検討を入れられたらどうですかという趣旨でございます。

○錦澤委員 わかりました。ケースによっていろんなケースがあって、それに対する対応という意味でいろいろ取り組みがされていると。そういうのを参照すべきというふうな意味合いですね。理解いたしました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。ちょっとグッドという意味では価値観が入っちゃうかもしれませんが、意味としては補償事例を参照するということだと思います。錦澤委員、ご理解でよろしいでしょうか。

○錦澤委員 はい、理解いたしました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、そろそろ助言文を確定させていただきたいというふうに思いますけれど

も、コメントが最後何かありましたらお名前いただきたいと思います。特になければ一応今一部ちょっと赤字で修正させていただいておりますが、3番といいますか、新しい4番になっている、順番が変わるのかな。1か所場所を変えるというのと、家屋等の移転という言葉を変えるのと、あと、国内法規ではなくて国内法だと思えますけれども、ちょっと画面をずらしていただけますか。国内法ですね。5番、国内法規ではなくて国内法に変えるというこの2点の修正で助言文を確定させていただきたいと思えますけれども、いかがでございましょうか。

○織田委員 結構です。

○原嶋委員長 それでは、ちょっと時間の制約もございまして、こういう形で、あと7番目も非正規住民ということで改定させていただいて、改定させた形で助言文を確定させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

○織田委員 はい。

○原嶋委員長 それでは、こういう形で助言文を確定させていただきます。どうもありがとうございました、鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、続きまして、2件目のワーキンググループの会合報告に移らせていただきたいと思います。2件目がシエラレオネ国のパイナップル生産・加工事業ということで、本件につきましては、山岡委員に主査をお願いしておりますので、画面の準備が整いましたら山岡委員よりご説明をお願いしたいと思います。山岡委員、よろしくをお願いします。

○山岡委員 わかりました。山岡です。よろしいでしょうか。聞こえていますでしょうか。

○原嶋委員長 はい、聞こえております。よろしくをお願いします。

○山岡委員 ワーキンググループは5月1日にSkype会議でやりました。委員としては、石田委員、鈴木委員、田辺委員、米田委員と私です。

議題は、これはシエラレオネ国のパイナップルの生産・加工事業に海外投融資を用いるということで、それに関係する環境レビュー方針についての助言案の作成ということです。この事業自体はIFCとJICAが融資を考えておまして、シエラレオネのBo県ですか、パイナップルの生産及び加工を支援することで当該国の農業生産性・収益性の向上を図って、当該国の経済基盤の整備に寄与するという海外投融資を用いられるということです。ポイントとしては、農場が4,335ha、加工工場が30haと広大な土地を利用するというのが大きなポイントかなというふうに思われました。

ということで助言に移りますけれども、助言の1番目はCommunity Development Action Planの資金面の分担及び運用方針を確認するというので、これIFCとJICAが融資するんですけども、このCommunity Development Action Planについても相当な額が使われるような記載があるんですけど、それに対してJICAがどのように融資するのかがちょっとはっきりしなかったんで、1番目の助言が出されました。

2番目です。代替案の検討ということで、加工工場のサイトの選定はESIAによりますと、技術的・経済的な検討で決まったというふうな表記があるんですけども、環境社会面の配慮についてはなかったのかということで、事業者のSierra Tropical Limited、STLに確認することというのが2番目の助言です。

3番目がそのSTLに対して地元民のこれまでの雇用状況及び今後の雇用人数の計画を確認するというので、これもESIAの中で特に工場については書いてあったと思うんですけども、農場等について十分な説明がなかったのので、このようにコメントをいたしました。工場では建設及び供用時に地元民の雇用などコミュニティへの便益が非常に評価されて記載されているんですけども、農地に関しては地元民の雇用とかコミュニティへの便益というのが評価されていなかったのので、このような助言を出しております。

4番目です。環境配慮ということで、策定が予定されておりますBiodiversity Evaluation & Monitoring Planを含むBiodiversity Action Planにおいて、供用中の生態系のモニタリングも実施するようにSTLに対して要求するというので、特に工事中はいわゆる水生生態系・植生・動物のモニタリングが行われると書いてあったんですけども、供用中のモニタリングの実施というのが予定されていないというように、記載されていなかったのので、このような助言を出しております。

5番目です。文化及び生態系に配慮したセンシティブ・サイト、バッファゾーン、こういう言葉が出てくるんですね。これがコンセッションの中にこういうようなサイトあるいはバッファゾーンが出てくるということで、ちょっとこの辺の理解が難しい。説明はされているんですけども、ちょっと理解がしにくいということで、この考え方を確認するということです。

さらに、このセンシティブ・サイト、バッファゾーンの中に貴重動植物もあるということが確認されております。チンパンジー等も含まれております。そういう野生生物による食害の発生の可能性及び人間と野生動物の軋轢を生じさせないような対策についても確認してくださいということです。追加調査をされるということになっていきますので、その結果に基づいてこれらのバッファゾーンの追加、見直しを行うことも必要であるというような助言案でございます。

6番目はIFCとSTLが実施予定の、先ほど述べました追加調査が予定されておりますので、それに基づいて再度貴重種にとって重要な自然生息地かどうかを確認することです。

7番目です。生態系の追加調査チームには十分経験のある専門家が加わっていることを確認することです。

8番目、農薬も相当使うということで、農薬の使用による生態系への影響と事業全体による動植物の生息域への影響が十分に把握されているかどうか、緩和策が取られているかどうかを確認することということです。

9番目からは社会配慮です。労働に関するIFCの基準との乖離がないことを確認すること。

10点目が既存のパイナップル農家もあるわけで、かつ流通業者へこのSTLによって大規模な工場ができますので、こういうものの負の影響が発生しないかどうかということを確認するという助言です。

その次はちょっと画面が出てきていないですけども、11番目ですが、出ていますでしょうかね、11番目、お願いします。将来的には周辺農家で栽培されたパイナップルも調達する場合は、周辺農家にとって不公正な契約が結ばれないように契約条件を確認すること。

12番目がIFCに対してです。河川漁業、農民、土地所有者へのアンケートも既に相当されているんですけども、そういう対象にならなかった農民への影響をどの程度確認されているのかということ把握してくださいということです。必要な緩和策があれば、その実施もSTLに申し込んでほ

しいということです。

最後、農薬管理計画について、農薬を使用するSTLの労働者及びコミュニティへの影響が生じないように配慮されているかどうかを確認してくださいということでございます。

一応、すみません、遅くなりましたけれども、質問、コメントは76点出されまして、4時間強にわたって議論した結果です。

次に、論点をお願いします。

論点は先ほどの5番から8番の助言で、特に自然環境について相当議論があったということで、これが論点になっております。飛び地ではあるんですけども、先ほど申しましたように4,000ha以上の広大な農地における農業案件の実施ということで、生態系、コミュニティにとって神聖な森という言葉も出てきますが、こういうものへの影響及び緩和について課題がありますねということで、追加調査もされるということなので、調査及びそれに基づく緩和策を立案してほしいと、こういうのを論点にされております。

特に先ほど申しましたけれども、保護区ということでバッファゾーンとかセンシティブ・サイトという言葉が使われておまして、それがコンセッションの中に存在するというような、そういう位置づけで、ESIAの中ではバッファゾーンとセンシティブ・サイトは同一のものであるというような表現もされております。そういうふうにも読むこともできるんですけども、いろんな記述がありまして、ひょっとしてそれが正しいかどうかははっきりしない点もありますので、そういう点も含めて考え方を整理していただきたいというのが助言のほうに含まれているという位置づけです。

以上で論点及び助言の説明を終わります。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

一部の委員に画面が見えていない状態があるようでございますけれども、今回のワーキンググループにご参加いただきました山岡委員以外の石田委員、鈴木委員、田辺委員、米田委員、補足でご意見等ありましたら頂戴したいと思いますけれども、よろしくをお願いします。

繰り返しますけれども、このワーキンググループにご参加いただきました石田委員、鈴木委員、田辺委員、米田委員に補足意見ございましたらご意見を頂戴したいと思います。よろしくをお願いします。

○鈴木委員 鈴木ですけれども、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 お願いします。

○鈴木委員 環境レビューなんですけれども、一つはこれ農業案件として出てきているけれども、4,000haというのはゴルフ場が40個以上で、山手線の内側の3分の2ぐらいの面積なんですね。それで、開墾して土地利用を変えということだと、何か農村計画みたいな話なんじゃないかと、その規模の話ですよというのが1点。

それから、センシティブ・サイトとバッファゾーンが普通の理解とちょっと逆なんですよ。そこでわかりにくいんですけども、バッファゾーンは会社がリースした土地の中に設けるというのが明確に書いてありますね。それで、センシティブ・サイトは同じオーバーレイしているような感じの箇所が1か所報告書の中にあって、それが我々の議論を複雑にさせたんだけど、普通の場合、バッファというの中にある、コアを守るためにバッファがあるんだけど、今回

の場合、センシティブ・サイトというのはいろんなタイプのセンシティブ・サイトがあるんだけど、それに影響を与える、だから、事業区域の外にある、隣接してあるセンシティブ・サイトに影響を及ぼさないように事業区域の中にバッファを設けるといふ、そういうバッファだからかなりトリッキーなんですね。それで議論がいろいろあったんだけど、だから、そこは考え方を整理して、もう明確にしてやってくださいというのが我々の助言になったところです。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、助言文全体につきましてご意見ありましたらお願いしたいと思います。あと、本件につきましては、その後に環境レビュー方針もついておりますので、その点についても言及がございましたら順次お願いしたいと思います。コメントある方はお名前をお願いします。

○作本委員 作本です。よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 作本委員、お願いします。

○作本委員 ありがとうございます。

11番の田辺委員からのご指摘、大変ありがとうございます。パイナップルの農業を拡大するに当たって、周辺農家との不公正な契約を結ばないということのご指摘は大変貴重な助言だと思います。もう既にいろんなところで例えばピーナッツをあちらこちらで栽培する場合、あるいは最近ではジャトロファですね、燃料用の植物燃料と言われているこういうようなものを栽培するときに、その土地をどのように活用する、利用するかということではいろいろ問題が起きております。

ここでちょっと一つ私教えていただきたいのは、先ほど鈴木委員からもご紹介ありましたけれども、いわゆる強制裁培という言葉が古い植民地時代からずっとありますけれども、これに触れないような形でどのような土地を借り上げるのか、あるいはパイナップルだけを借り上げるのか、センシティブ何とかゾーンというようなご紹介がありましたけれども、大まかに土地の利用法あるいは農家への利益というのをちょっと簡単にご紹介いただければありがたいです。私ちょっと案件について知らないものですから、11番の関連でお話をお伺いできれば、JICA及び田辺委員から教えていただければありがたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

田辺委員、そして、JICAでご担当の方、レスポンスありましたらお名前を頂戴したいと思います。

○田辺委員 田辺です。

ファクトについてはJICAからお願いできれば幸いです。

○原嶋委員長 では、JICAからお願いします。

○大和田 JICAの民間連携事業部の大和田と申します。よろしく申し上げます。

ご質問ありがとうございます。本件の土地につきましては、もともと土地が300ぐらいの地権者によって保有されておいて、休閑地になっているところを相対で交渉して、それで順次形成していくような形になります。これはもう地権者の方の合意が明確に得られたもののみをリースしていくというような手はずで進めていくことになっております。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

作本委員、よろしいでしょうか。

○作本委員 ありがとうございます。明確な合意を得た上でということで原則を立てられているので、ありがとうございます。

以上です。

○原嶋委員長 次に、林委員からご質問ございますでしょうか。

○林委員 林です。聞こえていますでしょうか。

○原嶋委員長 はい、聞こえています。

○林委員 ちょっと途中ネットの環境の問題でもしからした聞き逃した点かもしれないんですが、助言の2の代替案のところで、今回の代替案が、加工工場選定の場合、技術的・経済的な検討が主になっているが、ということなんですけれども、事業全体として農場とかも含めた全体のものの代替案ということで考えた場合には、具体的にどのようなものが検討されたものなんでしょうか。特にこの部分が抜けていたというようなご指摘だったということでしょうか。

以上です。

○原嶋委員長 山岡委員、お答えいただけますか。

○山岡委員 まず、ESIAの記述なんですけれども、農地については技術、経済、あと環境社会面も配慮して農地の取得に配慮したとあったんですけれども、工場については技術的・経済的な検討で決めたということで、記載が違っていましたので、まずその点で加工工場は環境に配慮していないのかという疑問があったので、こういう助言を出したということです。

具体的に農地にしても加工工場にしても、具体的な代替案の記述とか、どういう個別の環境社会配慮をしたかということについては、ほとんど記載がないというふうに理解いたしました。JICAのほうで補足していただければありがたいと思いますが。

○大和田 原嶋委員長、よろしいでしょうか。JICAの民間連携事業部の大和田でございます。

○原嶋委員長 大和田さん、お願いします。

○大和田 山岡委員のほうのご意見、ご回答ありがとうございました。山岡委員のおっしゃるとおりでして、ESIAには代替地が具体的には書かれていないというような、具体的というか詳細な記載がなされていないというところなんです。他方で、これはヒアリングベースでSTL社にヒアリングしたところによりますと、シエラレオネ国内で幾つかの土地については、農地としては複数の代替地を選定しておったというようなところは回答で得られているところがございます。

ただ、ESIAには詳細は記載されていないというような回答を得ているところがございます。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

林委員、いかがでしょうか。

○林委員 ありがとうございました。

○原嶋委員長 助言文そのものについて何かコメントやご質問がありましたら、まず頂戴したいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

それでは、一応助言文そのものについてはおおむねご理解いただいたということで、あと論点の扱いについて村山委員よりご質問をいただければと思います。

○村山委員 村山です。ありがとうございます。

本件は5月1日にワーキングされて、連休を挟んでかなり短い期間に手際よくまとめていただいたと思いますが、論点の扱いについて内容的には助言委員からの指摘にとどまっていて、これまでのパターンだと、それに対してどういうふうに対応するかというJICAなり調査団からの回答というレスポンスが入っていたように思いますが、そういう扱いにならなくなるのか、先ほどのアンゴラの案件についてもその点が入っていなかったの、少し考え方が変わったのかどうか、あるいはこういう状況なので、そこまでなかなか十分に行き届かないということなのか、その点について何かもしあればお伝えいただければと思います。

○原嶋委員長 論点につきましては、ワーキンググループで逐語議事録を取らないという代わりに、ワーキンググループでの議論の重要なポイントについて、一応事務局のほうで責任を持って各参加者に確認を取って、重要なポイントをまとめるということでこれまで来ております。加藤さんかな、小島さんかな、JICAの側で今論点の作成方針について、いろいろご担当も変わって大変だと思いますけれども、どういってお考えでしょうか。お答えいただけますか。

○加藤 今、原嶋委員長がご説明いただいたとおりの理解でございます。引き続き同じような形で逐語議事録は残さないけれども、そこで主に議論となった点につき、今後のガイドライン運用で示唆を得られるためにも、その内容を論点として残しておくというところでございます。

本件のシエラレオネに関して申し上げます、実際に課題の指摘がなされたのですけれども、そこは全て助言として反映をいただきましたので、その助言を受けて個別案件として私どもは対応していくということになります。

以上です。

○原嶋委員長 率直に言いまして、ちょっと論点のまとめ方が争点をもう少し明確にして、もっと言うと意見の対立点ですね、委員からのご指摘とJICAの審査部あるいはJICAの事業担当の意見との争点みたいなものを、もう少しクリアにさせていただいたほうが良いという感じはしているんですね。今Skypeなどでやっているの、制約が多いので大変だと思いますけれども、その点ちょっと今後書き方といいますか、まとめ方についてちょっと部内で練っていただきたいと思いますが、加藤さん、いかがですか。

○加藤 承知いたしました。全てのワーキンググループですごく争点になるというのがあるものでもないというところもありまして、議論となった点についてJICAとしてもそこは一緒に確認をしていくべきと考えたところで議論を進めたというようなケースもございます。このシエラレオネのような場合は、なかなか争点として、ここが対立・拮抗したというところが出せないという点はご了承いただきつつ、引き続き争点を明確にするというところは留意して対応してまいりたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 村山委員、ご意見ありますでしょうか。

○村山委員 今の形で結構です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、本件は環境レビュー方針についてもいただいておりますけれども、これについてはご説明をいただいたほうがよろしいのでしょうか。ちょっと事務局のほうで確認したいんですけれども、いかがですか。

○加藤 それでは、大きく変更されたところだけ主管部のほうからご説明を簡単にさせていただきたいと思います。

○大和田 民間連携事業部の大和田ですけれども、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 よろしくお願ひします。

○大和田 今回、環境レビュー方針については、これは事前というかワーキンググループに先立って1度配付したのに対して若干の修正をさせていただいております。

まず、大枠としては、基本的には助言をこの中に追記させていただいたというような形になります。例えばページでいきますと、3ページに移っていただけますか。

3ページの下の方に少しスクロールしていただくと、例えば代替案の検討のところ助言の二つ目のところを加筆させていただいているというような対応をさせていただいております。全体的に助言をまず環境レビュー方針案の中で入れていただいたというところがまず一つ変更点になります。

続いて、主たる変更点としては5ページに参りまして、5ページの水質のところになりますけれども、ここでは農場の排水の状況というところについてご指摘がなされている、5ページの汚染対策のところの本当に5ページと6ページの間になりますけれども、今画面で映るかと思ひます。ここで農場の傾斜を含め農場の排水計画を確認するというところで、方針について記載されております。これは排水についてしっかり確認すべきというところのご指摘がワーキンググループでなされたことによるものというふうになっております。

あとは、主たる変更としましては、8ページの騒音・振動のところ、の前にすみません、ごめんなさい、7ページの下の方に土壌汚染という項目がありまして、そこで確認した、もうちょっと上にスクロールしてもらえますか。ここです。ここで今まさに矢印がついているところの、農場の整備／植生の除去により土壌が浸食するが、土壌流出防止のため等高線農業の実施、作物や芝生で土壌を覆うといった緩和策が取られているところについて、土壌浸食というところに関する質問がなされましたところを記載させていただいております。

あとは8ページのところになります、8ページのところの騒音・振動のところにおきまして、この方針として周りの住居環境等の位置関係を確認し、必要な追加的緩和策の検討および測定地点の追加も含めたモニタリングの実施の必要性を確認するというところが騒音関係に対する指摘がワーキンググループでなされたところを加筆しております。

8ページの下から9ページ目のところは、今助言案のところでも論点でありましたとおひ、生態系の保全について意見がワーキンググループで出されて、助言も出されておひしたので、少し加筆させていただいております。

あとは特段意見というか、12ページのところになりますけれども、ちょっと映っておひせんけれども、12ページのところ少し今回のSTLの雇用の方針についてもヒアリングしていくべきというところを受けましたので、助言案と併せて少し雇用の方針をSTLに確認する旨等を確認するという方針を加筆させていただいております。

以上になります。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、助言文を中心に全体にわたりまして最終的にご意見、コメントありましたらいただき

たいと思います。これまでご発言がない重田委員、柴田委員、島委員、長谷川委員、山崎委員、米田委員を含めて何かご意見ありましたらお名前をお願いします。

○石田委員 石田ですけれども、その前に一つよろしいでしょうか。追加説明なんです。もしもし、石田ですけれども。

○原嶋委員長 石田委員、お願いします。

○石田委員 環境レビューの私の記憶の勘違いでなければ、今実際見えていますけれども、私の記憶の勘違いでなければ10ページの社会環境、その他の最初の項目、用地取得・住民移転の規模のところ、追加確認事項の1番最後のところです。リース契約にあたって、契約解除要件を含めた十分な情報提供と合意形成がなされているかについて確認するというのは、これもワーキングでの議論を経た上で入れていただいたところだと思いますけれども、違いますでしょうか。私はたしか回答表で、事前質問のほうでそういう質問をして議論させていただいた覚えがあるんですけれども、それをちょっと確認していただけますか。

以上です。

○大和田 委員長、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 大和田さん、お願いします。

○大和田 すみません、石田委員のご指摘のとおり、ここも加筆させていただいておりました。失礼しました。ご理解のとおりです。

○原嶋委員長 石田委員、よろしいでしょうか。

○石田委員 ありがとうございます。以上です。

○原嶋委員長 それでは、助言を中心に全体にわたりまして最終的にコメントやご意見がありましたらいただきたいと思います。

○米田委員 米田ですが、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 米田さん、画面見えますか。よろしいでしょうか。どうぞ。

○米田委員 見えています。全体的なコメントなんです。今回の案件が海外投融資であるということ、環境レビュー段階でのワーキングということなんですけれども、多分海外投融資のせいかなとは思いますが、ESIAのレベルがかなりよろしくないというか、中身がほかのものに比べるとちょっと水準が低いのかなというところがあって、それもあってすごく情報が足りない部分がたくさんある。それはもうそれでしょうがないのかなと、ある程度海外投融資の場合の限界なのかなという気もしてはいるんですけれども。一応ちょっとそのところが、そういう感想を持ちましたということです。

以上です。

○鈴木委員 鈴木ですけれども、追加でいいですか。

○原嶋委員長 鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 今回のESIAを見て感じたのは、対策としてメニューは全部出ているんですよ、教科書的なメニューは。だけれども、規模が数字で何も乗ってこないというのは、この段階で話をしなければいけないのかというぐらいの感じだったんですね、私には。だから、4,000haぐらいの土地をいじるというのだけわかって、あと何をやるかというのはほとんどない。この段階で教科書的なメニューで対策がいろいろ上がってきますけれども、これで判断しなきゃいけないかというのは、多少、

じゃないな、かなり困惑しました。

以上です。

○原嶋委員長 実は今の問題はこれだけではなくて、この後のブラジルの案件でもそうですけれども、海外投融資の事業での同じような問題がございますので、これは審査部あるいは大和田さんのほうで何かコメントありましたらお願いします。

○加藤 今のご指摘の点は私どももよく留意をしてやっていく必要があると考えております。ただ、民間連携事業の借入人・実施機関はその都度異なりますので、かなりクオリティにも差異が生じるというところがございます。

最後にご指摘のあった4,000haの土地を取り扱う際の教科書的なメニューというところにつきましても、やはりリース対象の土地の確定に当たっては、それぞれの交渉があって、合意がされて初めて決まってくるというところがあるので、そこは確定した上での環境社会配慮面の緩和策というよりは、ある程度フレームワークとしてこういう基準でこういうやり方で環境社会配慮をやっていくということで進めざるを得ない点はあるかなと思います。

取り急ぎ以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。山岡委員、お願いします。

○山岡委員 確かに米田委員、鈴木委員からご指摘があった点はそうだと思います。似たような意見にはなるかもしれませんが、非常に広大な事業地で、これ十分に調査ができるのかと、そういう基本的な疑問はどうしても出るわけです。

実際4,000ha以上、これ全部やったというふうには思えないわけで、レポートを見ましても、植物の調査が17か所、哺乳類が14か所、その中で貴重種とか神聖な森があるということがセンシティブ・サイトと言われて、これが飛び地で8か所、出ているんですが、数値も出ているんですが、本当にこれだけの広大な土地をどんな手順でいわゆるサンプリング調査みたいな形だと思うんですけども、そもそもそういうことができるのかどうか、かつ結果的には貴重種も相当いるということなので、非常に難しい、生態系の調査は特に難しいなと思いますし、ちょっとその辺の限界というか有効性というか、そういうところにはやっぱり疑問が残るとというのが私の感想です。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

大和田さん、レスポンスありますか。

○大和田 民間連携事業部、多田のほうからご回答させていただきます。

○多田 民間連携事業部の多田と申しますが、海外投融資においてこの段階で入手できる情報にいろいろばらつきがあるというのは加藤のほうで申し上げたとおりでございます。ただ、それによってJICAが環境審査としてやることが変わるわけではなく、JICAとして助言いただく中でそれはしっかり確認できるようにと考えており、審査のベースとなるこの情報がいかなるものであれ、その結果をしっかりと審査して、与えられた責任を果たしていきたいと思っております。

以上となります。

○原嶋委員長 それでは、一応ちょっと海外投融資の案件での共通の問題点として一つ浮き彫りになった点がございまして、まず本件の助言についてはおおむねご議論いただきましたので、助言文として確定させていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。もし最終的にご意

見がありましたら頂戴したいと思います。いかがでございましょうか。

○木口委員 木口です。よろしいでしょうか。

○長谷川委員 長谷川ですけれども、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 ちょっとまずお名前を順番にお願いします。木口委員からお願いします。

○木口委員 助言の1点目なんですけど、遅くなって申し訳ありませんが、資金面の分担及び運営方針を確認するというので、どの団体というか、誰がというところが抜けているかと思しますので、もし必要であればJICA、IFC間の資金面の分担及び運営方針というのを加えておいたほうがいいのかなと。いかがでしょうか。

○原嶋委員長 これは山岡委員ですか。

○木口委員 助言の1で、ごめんなさい、石田委員の。

○原嶋委員長 石田委員、お願いします。

○石田委員 木口委員が言っていたことは、よりクリアになるので私は賛成です。このCDAPというのは、当日ワーキンググループで受けた説明では、たしかこれ会社はDoleなんです。世界中で缶詰工場を展開している。Doleはいつも世界各国で農場、工場を造るときにCDAPを作って住民のケアをしているということだったので、CDAPは分厚い報告書がついてきたんです。ですので、CDAPが行うのはDoleで、Doleという会社であるということですが、この二つのところがわからなかったので助言として挙げました。

長くなりましたけれども、木口委員のおっしゃることには賛成です。

○原嶋委員長 逆に主体を特定していますと、かなり複雑な主体が関与している可能性がありますので、それを排除してしまうことになりませんか。IFCとJICAだけではなくて、ほかの関係者もかなりいろいろ関わってくると思うんですけども、そういった複雑な関係を解明してほしいということだと思うんですけども、それは特定してしまわないほうがいいんじゃないかという気もしますけれども、いかがでしょうか。

○大和田 原嶋委員長、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 大和田さん、お願いします。

○大和田 ご指摘の点につきましては、まずこれはCDAPを実施する主体というのは、あくまでも今回の借入れ人であるSTL、Doleの子会社になりますけれども、Dole Asia Holdingsの子会社になりますけれども、STLという関係になります。石田委員からご指摘いただいたのは、そのCDAPがどうやって、STLがどういった運用方針をするかという点と、またこのCDAPを実施する上での資金というところがどこのお財布から出てくるかというところを確認すべきというご指摘というふうに認識しておりますので、ここで木口委員のご指摘はよく理解できるので、一旦このままにさせていただきます。いかがでしょうか。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

木口委員、いかがですか。あまり特定してしまうと、逆に複雑な関係が解明できなくなっちゃうような気がするんですけども、いかがでしょうか。

○木口委員 わかりました。すみません。先ほどの説明を聞いていてちょっと誤解をしていたよう

なので、今のご説明で了解いたしました。ありがとうございます。変更なしということで了解いたしました。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

○作本委員 すみません、作本ですけれども。

○原嶋委員長 作本委員、お願いします。

○作本委員 今の1番の助言に関する木口委員のお考えとも関わるかと思うんですけれども、やはりJICAさんがどのぐらいの民間会社との事業提携を行う場合に出資するのかに基づいて、このガイドラインの適用の程度が変わってくるんじゃないかと思えますけれども、せめてJICAさんは何割ぐらいを出資するのかというぐらいのところも教えていただけないものなのではないでしょうか。

以上です。

○大和田 まず、JICAは本件は出資ではございません。あくまでも融資でございます。融資の割合についてはまだ未定となっております。ただ、JICAの今これから資金拠出がどれくらいになるかというのは、まさにこれから我々審査した上で決定することになります。

以上になります。

○作本委員 すみません。ありがとうございます。もう1回いいですか。

○原嶋委員長 ちょっと長谷川委員からご質問がありますので、長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 長谷川です。すみません。

この案件に限らないんですけれども、助言そのものでなくて今後のお話なんですけど、例えば今見せてもらっておったレビュー方針ですね、これの2ページなどに今後の方向性ということが載っておるんですけれども、ここで見ると、相当スピード感を持って5月、6月とどんどんと契約も含めて進めていくというふうな様子なんですけれども、1番気がかりなのは、世界中でこういったコロナの事件が起こっておって、こういった民間投融資などを始めていく際にJICAさんサイドとしては、このコロナに関してこういった投融資を進めていく上でどんなご指導をなさっているのか、何かそういった今お持ちの原則なり何なりあれば教えてほしいと思うんですが、以上です。

○原嶋委員長 大和田さん、手短にお願いします。

○大和田 ありがとうございます。

まず、スケジュールについては、もちろんこれは今後の予定ということで予定でありますので、まだ完全に見通せているところではないので、少し遅れる可能性もかなりあるというふうにご考えておるところでございます。

コロナの影響については、まず実際に現地に行けないという側面と、あとは今後経済が落ち込むというところについては、内部で特に我々の牽制部であります審査部と協議しながら、こういったリスクになるかというところを確認して進めているところでございます。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

作本委員、ありましたら手短にお願いします。

○作本委員 すみません。ありがとうございます。

先ほど木口委員がご質問された1番との関連で、JICAさんからのご説明は融資だということでお話されております。お金を貸される融資だと思えますけれども、融資期間としてどれだけ、私が気に

なるのはガイドラインの適用がどこまでできるのかということだけは、民間企業が耳を貸してくれるのかどうかということだけはきちんと把握していただきたいと思います。コメントです。

以上です。

○原嶋委員長 コメントとして承りました。

それでは、本件について助言文を確定させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、本件助言文としてはこういう形で確定させていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、幾つかの宿題といたしますか、問題の指摘がありますので、海外投融資部の担当のほうでまたご対応をお願いします。ありがとうございました。

○大和田 大和田は退席させていただきます。失礼します。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、また海外投融資の環境レビュー報告ですけれども、これはご担当、どなたでしょうか。

続きまして、環境レビューの結果報告ということで、ブラジルの海外投融資の案件でございますけれども、これご担当はどなたでございましょうか。

○加藤 主管部、民間連携事業部よりご説明をさせていただくことになっております。ちょっと接続が悪いかもしれませんが。

○多田 民間連携事業部の多田です。では、始めてよろしいでしょうか、原嶋委員長。

○原嶋委員長 多田さんですね。

それでは、改めましてワーキンググループの会合報告2件を終えさせていただきまして、5番目の環境レビュー結果の報告ということで、ブラジル国の持続可能な林産業支援事業ということで、これも先ほどと同じ海外投融資の案件でございます。

それでは、ご報告をお願いします。

○多田 民間連携事業部の多田のほうよりこのペーパーに基づいてご報告いたします。

ブラジルの持続可能な林産業支援に対して環境レビュー段階でいただいた助言に対する対応です。5点ほど助言をいただいております。

まず1点目につきましては、本事業が持続可能な林産業に寄与する理由というのを詳述することと。こちらにつきましては、右側に書いてございます。2点ほどあります。最初の点は、この本事業によってPUMAと呼ばれるブラジルの製紙・パルプ企業の既存工場、紙・パルプの既存工場を拡張するPUMA IIという事業でございますが、この拡張工事に伴って工場の設備とともに化石燃料の使用を代替する設備を導入しております。これが原料の木材のかすをガス化して、または副産物のトール油とありますが、これは松やにのようなものですが、このようなものを釜に突っ込むことで化石燃料の代替をします。これによってCO₂の削減が図られるとなっております。

もう1点は、Forest Stewardship CouncilというFSC認証という環境にとっての持続可能な観点からの国際的な認証機関による認証というのが植林、紙・パルプ業界でございますが、そのクラビン社という借入人は企業全体として100%このFSC基準を満たす植林由来の原料の木材を使うというポリシーでございます。加えて、このFSC認証の木材というのも二つのタイプがあって、そのミッ

クスがFSC認証では7:3なんですけれども、これをより厳しい9:1という基準で運営しています。

これについて、審査について確認したところ、本事業のPUMA Iにつきましても、このクラビン社は100%やはり自社基準の9:1のミックスの植林由来の木材を使用予定であるということ、かつその使用状況についてモニタリング報告を通じて確認可能であるということを確認しました。

この観点から自然林にPUMA Iを使わないということ、そして、化石燃料を抑えるという観点から産業循環形成と環境への配慮という観点から持続可能な林産業に対して寄与する事業であると考えております。

次に、2点目に移らせていただきますが、こちらの指摘は、PUMA I、こちらは既存工場ですね。既に稼働を開始しているこのPUMA Iの環境管理計画の実績、そして、累積的な影響評価の結果、これを活かすようにという助言をいただいております。

こちらにつきましては、まずPUMA Iの環境管理計画について、これは既にブラジルのパラナ州の環境庁の指示に基づいて環境管理計画がつけられておりまして、その計画に基づいて24の管理項目をそれぞれ環境管理コンサルタントを調達して、専門的な見地からの厳密なモニタリングというのを行わせて、それをクラビン社として取りまとめて、3カ月に1回はモニタリングレポートとして報告しているということを確認して参りました。

そして、累積的影響評価については、審査前のレビューの時点では、大気質と水質について十分行えているかどうか確認できなかったということでしたが、こちらについては両方とも影響評価が行われておりまして、それに基づいて大気質については基準内に十分収まるということが確認され、次のページになりますが、水質についてはまさにPUMA IIで水量が増えるという観点から、計画において必要な設備を導入ということで反映されているということは確認して参りました。

3点目の助言としては、本事業における環境負荷の低減設備、先ほど申し上げたガス化ですとかトール油ですね、これを導入するというのと、二酸化炭素の排出量の変化に定量的な影響ということを確認することという助言をいただきました。

こちらについては、この表の形で表1と表2ということでお示しておりますが、このような形で数字として確認して参りました。概略を申し上げますと、①がPUMA I、現時点での既存工場の排出量24万2,000トンとありますが、②がPUMAのIとIIをPUMA Iの仕様のままでもし仮に造ったら、この36万4,000トンということで増えるんですけれども、これに③と④という設備を導入することで、それぞれ削減が図られまして、最終的にこの事業では②ではなく⑤のPUMA I+IIということで、24万5,000トンのCO₂と。これは①のPUMA Iと比べれば1%程度の増加にとどまると。

ちょっと今音声途切れたかもしれません。失礼しました。

そして、表2のほうはまさに生産量のほうが6割近く増加している中での1%のCO₂増加ということで、生産量1トン当たりの排出量としては、PUMA Iだけ現行では168キログラムのところがPUMA I+IIでは97.1、生産量1トン当たりということで42%の削減というのが、生産量1トン当たりとして削減が達成されているということは確認して参りました。

続きまして、4点目の助言に移らせていただきます。

表が画面には映っておりませんが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

4点目の助言というのは木材調達、先ほどのFSC認証と言いましたが、こちらの方針の履行状況

をモニタリングしているかどうか確認することとありました。助言をいただきました。

こちらについては冒頭の1点目でもありましたとおり、クラビン社との間でJICAも含めて融資契約を協調融資全体として締結しますが、こちらの締結済みの契約書の中で開発効果のレポートの一部としてFSC認証の取得状況や履行状況、木材の使用状況について定期的に報告を受けるということを確認して参ります。

5.ですが、EIAに記載されていなかった交通量の増加の影響を確認していくこと、さらに、EIAに記載はあるものの根拠が十分読み取れなかった水質、騒音・振動、こちらについても根拠を確認することの助言をいただいております。

交通量の増加につきましては、審査で確認して参りまして、粉塵や騒音、事故の増加が想定されるため、緩和策を講じてやっているということを確認して参りました。こちらに何点か箇条書きで述べているところが変わったところとなっております。

沈砂池についても確認して参りまして、工場敷地内に2か所設置されると。こちらは地図の赤字で示された部分にpHを確認して参りました。用途としては、雨が降ったときの地表の水の貯水ということで、万が一汚染がないかどうか確認して、汚濁や汚染がある場合には下水処理システムがありますので、こちらのほうに送られるということを確認して参りました。

もう一つのEIAの根拠について確認するという点の水質につきましては、こちらについても確認はして参りまして、累積評価を通じて確認してきたところ、次のページになりますが、水質の重大な影響というのは想定されないという結果を確認しました。

騒音・振動につきましては、工事中並びに工事後の供用時、いずれも騒音というのは当然あり得るわけですがけれども、こちらについてはIFC基準の範囲内あるいは距離の関係で減衰効果等を考えれば、影響というのは範囲内に収まっているのではないかと。交通量がPUMA IIIによって増大した場合の対策としても、先ほど申し上げた緩和策等が講じられていることで影響は緩和できるのではないかという見込みを確認して参りました。

以上となります。ありがとうございました。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今のご報告に対してご質問などございましたらお名前をお願いします。

実は本件、先ほどの件と同じように海外投融資でございまして、海外投融資の案件で共通してどうしてもEIAのクオリティに若干問題があるということと、あと先ほどの件もそうですし、民間に関わるということで非開示情報、不開示情報が含まれるケースが多いということですね。この点が共通の問題としてあるということは皆さんご認識のとおりだと思います。それを踏まえて何かご意見ありましたらお願いします。

○作本委員 すみません、作本です。

○原嶋委員長 作本委員、お願いします。

○作本委員 今、委員長がおっしゃられたとおりで、まさに企業が関わる場合にいわゆるトレードシークレットですね、企業秘密に関わることを保護しなければという前提はわかります。ただ、JICAさんがこれをどのように扱われるかという場合に、企業が強く押したらそれで折れるというようなことは必ずしもやってほしくないの、やはりこのトレードシークレット、非公開、ちょっと私はもう一つのファイルとの比較は行っておりませんが、どういう場合に非公開にするのか、

非開示にするのかという考え方をどこかの段階でまとめておいたほうがいいんじゃないかと思うんですね。

例えば交渉中の内容については載せないとか、特定の企業に対して大きい著しい不利益が当たるような場合とか、一時的に不開示にするのかどうか、長期にわたって不開示にするのかどうかとか、あるいは環境社会配慮については不開示にしないとか、何かそういう幾つかの基本的な考え方をこの機会にまとめていただけるとありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

JICAの側、加藤さんでよろしいでしょうか。今の点、簡単にレスポンスがありましたらお願いします。

○加藤 ご指摘の点、ありがとうございます。今おっしゃられたような作本委員のご指摘の点は、一応大枠で不開示とする情報の種類を整理しております。それを助言委員の皆様へ資料として配付しているところでございます。

具体的には、今まさに作本委員がおっしゃられたように審議、検討または協議に関する情報は不開示、また、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報も不開示、また、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれる、交渉上不利益を被る恐れのある情報は不開示、また、個人情報も不開示と、そういったところが大きなものとしてございます。

また、おっしゃられたように環境社会配慮ガイドラインに基づいて不開示とする情報の事例としては、相手国等の商業上等の秘密、例えば入札関連情報は不開示というような大枠の整理にしております。従いまして、今回一つ前の議題のシエラレオネでそういった部分がございましたけれども、その点については今申し上げた該当する基準に照らして判断をしているというところでございます。

以上です。

○作本委員 ありがとうございます。今のように丁寧な形で整理されているということで、どこかでまた文書に置き換えていただけるとありがたいと思います。大変ご苦労さまです。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかにございますでしょうか。

○重田委員 重田です。

○原嶋委員長 重田委員、お願いします。

○重田委員 やっぱり海外投融資の場合、おっしゃられたようにEIAのクオリティの問題とか非開示のこととか非常に見えにくい部分が幾つかあると思うんですね。ここはやはりJICAの投融資ですから、融資でやるといっても、やっぱりODAを使うわけですね。ですから、そこはOOFとかいろいろありますけれども、やはり海外投融資をどうしてやるのか、民間企業はこれをどうしてやるのかということをごガイドラインとしっかり結びつけてそこはやっていただきたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

JICAの側、コメントありますか。よろしいでしょうか。

○加藤 では、審査部のほうから1点だけ。おっしゃるとおりに海外投融資についてもODAの利用ということで、同じく環境社会配慮ガイドラインは変わりなく適用ということになります。従って、

情報公開の側面についてもよく留意をして、企業秘密等になるところは避けながらも、それ以外の情報で皆様、そして国民の方々の理解が促進できて透明性が確保できるような方法で情報開示をして、環境社会配慮を進めていきたいと思っております。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○柴田委員 柴田です。よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 柴田委員、お願いします。

○柴田委員 FSCのミックスですとか細かいところも、ワーキンググループで議論させていただいたところを数字でまとめていただいて、ありがとうございます。

1点だけちょっと確認なんですけれども、二酸化炭素の排出量につきまして、これ純増が非常に少ない、数千トンぐらいしか純増していないんですけれども、カーボンニュートラルの部分はまだ排出量に入っていないくて、運搬とかそういう部分も入っていないくての計算ということで、純増は本当にこれ二千数百トンということで間違いないということでよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 多田さんですか、お願いします。

○多田 ご質問ありがとうございます。この数字のとおりでございます、今回はPUMAの工場の敷地内でカウントされる製造工程における排出量ということで、このとおりの数字となっております。

以上です。

○小暮 海外投融資課の小暮と申します。

○原嶋委員長 小暮さん、お願いします。

○小暮 ありがとうございます。補足をさせていただきますと、ご質問のありましたカーボンニュートラルはカウントされていないかという点をご理解のとおりでございます、クラビン社は工場を稼働するに当たってほぼほとんどのエネルギーをもう既にバイオマスプラント、木材の切れかすですけれども、を使って発電しております、そこで、そこに必要となるエネルギーはほぼニュートラルになっているということで、もともとPUMAはこの頃から非常にクリーンなエネルギーを使用しているんですけれども、一部化石燃料を使用している施設が残っているということで、その分はスコープ1・2に変換されているというものになりまして、PUMA IIIに関しての伸びが少ないのもそういった化石燃料部分のところを中心とする排出量の増加のみを計上しているためということになっております。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

柴田委員、よろしいでしょうか。

○柴田委員 承知いたしました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、そろそろ本件の報告を締めくくりとさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

それでは、一応本件のご報告はこれで締めくくりとさせて、ここで5分ほど休憩をさせていただきたいと思っております。今、私のところで16時15分ですけれども、16時20分再開ということでよろしいでしょうか。

加藤さん、よろしいでしょうか。

○加藤 はい。よろしく願いいたします。

○原嶋委員長 では、休憩です。お願いします。

午後4時15分休憩

午後4時20分再開

○原嶋委員長 それでは、そろそろ時間となりましたので、再開させていただきたいと思います。

JICA審査部、加藤さん、よろしいでしょうか。

○加藤 はい。よろしく願いいたします。

○原嶋委員長 それでは、議事次第では6番目になりますけれども、ガイドラインの包括的検討ワーキンググループの会合報告が今日2件予定されております。

まず、1点目が7番の自然生息地に関するワーキンググループでございまして、この件につきましては、米田委員に主査をお願いしておりますので、準備が整いましたら結構ですけれども、米田委員よりご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○米田委員 米田です。

画面が出ていないでしょうか。ワーキンググループの報告を始めさせていただきます。

包括的検討ワーキンググループ7番目ということで、自然生息地に対する助言案の説明です。ワーキンググループは4月20日に4時間近くSkypeで行いました。参加者は委員が10名、そのほかにオブザーバー参加で村山委員が参加していただいています。

その後、メールで助言案を修正したんですが、JICAのほうでつくっていただいて助言案を修正したんですけれども。ワーキンググループのときには103のコメントと質問がありまして、それを基にJICAのほうで7つの助言にまとめていただいたんですが、その後、16回ほど書き直しをしまして、最終的に現在の9つの助言になりました。

ワーキンググループの資料はJICAのほうでまとめていただいたものが基になっているんですが、多くの委員はそれのさらに元資料に当たる世銀のESS6、Environmental and Social standard 6番の生物多様性保全及び生物資源の持続可能な管理という文書を基にコメント等が出ていましたので、ワーキンググループでは、そのESS6の順番に沿って議論をしていったという状況です。

JICAのほうで設定していただいた論点は二つです。2ページ目の助言のほうに入りたいと思います。

最初の助言ですが、現行のJICAのガイドラインでは、いろんな言葉が出てきていると。生態系とか生物相、自然環境、今回のワーキングのタイトルにあるような自然生息地といった異なる言葉、用語を用いて記載がなされているところ、その基本的な考え方、用語の定義を整理することが必要と。現在のガイドラインで欠けている配慮項目として、多様な生態系サービス、侵略的外来種、持続可能な生物資源の管理、そうしたものがESS6では書かれているんですが、JICAガイドラインでもそういうものに言及して配慮が必要な対象や定義を記載すべきという意見があったというのが1番目です。

それから、2番目ですが、影響評価の手順は予防的アプローチに立つということをESS6では書いてあるわけなんですけど、JICAガイドラインでも明記すべきと。評価方法や評価基準を明確にすることが必要であるという意見です。ESS6では、重要な影響が予想される場合には、生物多様性管理

計画、バイオダイバーシティ・マネジメントプランというものをつくることになっているんですけれども、それをJICAでもやる場合には、実効性を高める上で特に実施体制と予算が重要であることを認識すべきという意見があったと。

それから、助言の3番ですが、生物多様性の保全に限らず、これはESS1に書かれていることですが、対応ではミティゲーションヒエラルキーの考え方、特に回避を最優先するということを明確にしておくべきであると。ESS6というか、ESS1ですね、のミティゲーションヒエラルキーは4段階になっているんですが、まず回避で、最小化・軽減、3番目に緩和というのがあって、4番目に補償またはオフセットというのが出てきます。

JICAの場合は、その2番目と3番目を合体して軽減／緩和策という形で扱っているわけなんですけれども、軽減／緩和策の検討の際には、回復、Restorationという言葉が第3段階目、ミティゲーションヒエラルキーの第3段階目の緩和、ミティゲーションの段階でRestorationという言葉が使われているので、それも念頭に置いた対応を目指すべきだという意見がありました。

それから、4番目、生物多様性オフセット、これはすごくいろいろ議論のあるところなんですけど、この生物多様性オフセットはミティゲーションヒエラルキーの最終段階であるということを強く認識して、実施やモニタリング、評価方法に関する制約を踏まえて導入の可能性を慎重に検討すべきであるという意見が多くありました。一方、支援対象国のキャパシティの懸念から導入が難しいという意見もありました。

それから、5番目としてESS6では生息地区分というものがあまして、それを導入する場合には、定義を明確にした上で実施すべきであると。特にESS6で使われている改変された生息地、Modified habitatと自然生息地、Natural habitatの区분을どう区別するのかということが運用上難しいということで、それを十分に検討しておく必要があるだろうという意見です。

それから、6番目がサプライチェーンに関してプライマリーサプライヤーへの対応について、この世銀のESS6だけではなくてESS2でも述べられているんですけれども、そういう意味でこの枠組み全体を参照してJICAガイドラインに含めることができないか、これも検討すべきであると。助言の1番で出てきた現在欠けている配慮項目の一つという位置づけになるかと思えますけれども、そういう助言がありました。

ここまでがESS6の中身に書かれていることとJICAのガイドラインとの比較というようなことで、次の論点7.2というところが1番議論になった部分です。現行のJICAのガイドラインは皆さんご存じのように、保護区の中では原則として実施しないという取り扱い規定というようなものがあります。これに対して保護区というのもいろいろあるので、保護区については法規制とか管理計画に沿って事業実施を判断するのが適切で、それとは別に重要な自然生息地というものについて事業を実施しないとか、あるいは厳格な実施要件を定めるとかそういうことのほうが重要なのではないかという意見がありました。これはESS6の考え方に沿った考え方になるかと思えます。

ただ、この重要な自然生息地という区分については、実際にやるとなるとかなり難しいだろうという指摘があります。

これに対して、保護区取り扱い規定、JICAのガイドラインの保護区取り扱い規定は非常に重要であるということで、大多数、ほとんど全員の意見としては、この保護区取り扱い規定、助言8番ですね、は地球規模の自然の保全の観点から予防的アプローチに則り保護区取り扱い規定並びに同規

定に関わるFAQ、FAQは事業実施条件ですけれども、それを現状どおりに維持することが生物多様性の保全の観点から必要であるということ、そういう意見が大多数の委員から表明されたということです。

その後で保護区取り扱い規定、保護区ではもう一律に事業を実施しないという保護区取り扱い規定あるいは生息地区分に基づいた事業実施の判断、重要な生息地ではやらないと、そういう二つの手法があるわけなんですけれども、現状ではどちらも完全ではないと。保護区については法的な担保があって、また範囲がかなり明確に規定されている。重要な生息地はそういうものがないというところで、ただ、逆に保護区では認識されていないグローバルな視点での重要性というようなものが重要な生息地では認識されると。そういうような両方は補完的な要素があるということで、この二つの判断基準について両方を改善することで保全効果、開発効果の双方を高められる方法を取り入れるべきであると。また、その実施においては社会的弱者である場合が多くて、そのために発言力が限定されがちな地域住民の意見もよく聞くことが重要という意見がありました。

以上です。参加者の方から補足がありましたら、お願いします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほかのワーキンググループの参加者の方から補足ありましたらお名前をお願いします。

それでは、全体にわたりますてご意見やコメントありましたらお名前を頂戴したいと思います。お願いします。

○山岡委員 山岡です。よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 山岡委員、お願いします。

○山岡委員 9番目の助言なんですけれども、最後の文章で「実施においては、社会的弱者である場合が多く」というところが若干理解しにくいんですけれども、この前者の保護区とか生息地に関して影響を受ける人が社会的弱者ということなんでしょうか。

○原嶋委員長 米田委員、お願いしていいですか。

○米田委員 地域住民の意見を聞かなければいけないというところで、地域住民に係る言葉として社会的弱者である場合が多く、そのために発言力が限定されがちな地域住民ということなんですけれども、それで回答になりますでしょうか。

○原嶋委員長 それでは、この9番目の「またその実施においては」のところを一つの考え方としては、「影響を受ける対象が社会的弱者である場合が多く」とするか、あるいは「ステークホルダーが社会的弱者が多く」と、そんなような意味合いだと思いますけれども、いかがでしょうか。もしこの点でご発言のあったワーキンググループの委員の方がいらっしゃいましたら補足をお願いしたいんですけれども。

○鈴木委員 鈴木ですけれども。

○原嶋委員長 鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 保護区は自然保護区みたいなものを想定しているわけなんですけれども、それは都市からかなり離れた遠隔の地であって、アクセスも悪いところが多いわけですね、基本的に。それで、その周りに住んでいる人は都市に出て仕事を得られるんじゃない人が住んでいるわけですよ。だから、割合現実的には非常に辺鄙なところに住んでいる低所得の人たちが多いというので、発言力が弱いというふう考えたわけです。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

○石田委員 石田ですけれども、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 石田委員、お願いします。

○石田委員 9番のその部分に関して私の意見も取り入れてもらったと、ほかの委員の方もいらっしやいましたけれども、例えばJICAがよく扱ってこられた海岸だとか河口に近いところのインフラを造る開発については、マングローブ等がありますよね。そういうところは保護区に近いような扱いをされていたりした場合、保護区の考えと、それから、マングローブ生息地としてどう扱っていくか。

今はもうかなりネイチャーベースで守っていこうという考え方が英文ではどんどん出ていますから、やはりそこを踏まえてインフラ開発がなされていく場合には、自然からの驚異を守るためのマングローブでありということと保全するということと、それとマングローブに限らず、例えば今鈴木委員がおっしゃったようにかなり遠い、リモートエリアに住んでいる人たちのところで道路を造る、橋を架けるということになると、その住民の人たちがいるところはやっぱり生活基盤の場所であり、そこはささやかながら現金収入を得ていたり狩猟をしていたり漁業をしていたり農業をするところがあるので、やはりそういう人たちの通常は小さな声というのをよく拾っていただきたいということの趣旨でもあります。

以上です。

○原嶋委員長 そうなりますと、先ほどありましたとおり、山岡委員からもありましたとおり「社会的弱者である場合が多く」の前に「影響を受けるのが社会的弱者である場合が多く」と、そういう意味合いでしょうか。ちょっと文章のほうを直せますか。

繰り返します。「影響を受けるのが社会的弱者である場合が多く」、ちょっと拙いかもしれませんが、このような感じですが、いかがでしょうか。

○山岡委員 理解はいたしました。

○米田委員 元の意図としては、地域住民を形容する言葉として社会的弱者と言っているのですが、少し意味が変わってくるかとは思いますが、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 あるいは「被影響住民が社会的弱者である場合が多く」。

今の米田委員からのお話ですと、地域の住民が社会的弱者である場合が多く、あるいは現地の住民が社会的弱者である場合が多く、そんなような意味合いでしょうか。

○米田委員 元はそういう意味合いです。ちょっと表現を修正したためにこういう文章になってしまったので、「場合が多く」で切ったところが少し文章が誤解されるようなことになってしまったのかなという気はしますが。

○原嶋委員長 地域の住民が社会的弱者である場合が多くということであれば、もともとの意味合いを受けていますか。

○木口委員 木口です。よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 木口委員、お願いします。

○木口委員 すみません。私が修正したことでちょっとわかりにくくなってしまったんですが、今、原嶋委員長がおっしゃってくださったことで意味を酌んでいるかと思えます。

あと、そうなると、後ろのほうの文章も変更しなければならなくなるかと思うんですが、地域住民のところは被影響住民とダブるので。

○原嶋委員長 いや、よろしいんじゃないですか。そうすると、画面をお願いします。地域住民が社会的弱者である場合が多く、そのためにしっかりと地域住民の意見を聞いてくださいと、こういうことですよね。

○木口委員 はい。ありがとうございます。

○原嶋委員長 後段は直さなくていいですよ。画面のほう、最初だけでいいです。

このような形で、若干ダブる部分はあるかもしれませんが、全体の意味を包摂した形で、こういう形でいかがでしょうか。米田主査あるいは木口委員、いかがでしょうか。

○米田委員 石田委員が特にそれで意味が変わらないということであればいいかと思うんですが、いかがでしょう。

○原嶋委員長 石田委員、いかがですか。

○石田委員 先ほど私が挙げた例というのは、あくまで地域住民としての例なので、「地域住民が」と入れていただいたおかげで、よりわかりやすくなったと思うので賛成です。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

○木口委員 異論ありません。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、大変丁寧にまとめていただいておりますので、多くの方にご支持いただいていると思いますけれども、全体にわたって一部ちょっと修正させていただきましたけれども、それを除いて原案どおりで確定していきたいと思っておりますけれども、ご意見ありましたらお名前をお願いします。

日比委員、いかがですか。よろしいですか。

○日比委員 日比です。ご指名ありがとうございます。

もうこの助言案に大体表現できているかと思えますし、米田主査からご説明いただいたんですけども、改めて申し上げますとすれば9番のところですね。特に今回、元々の論点設定が二つに分かれて、生息地区分によるリスク手法という論点と、保護区から生息地区分へ変更させるという二つの論点だったんですけども、9番の前半は私が内容的な提案をさせていただいたんですけども、そもそもどちらかということではなくて、自然保護区の場合、もちろん自然を守るという観点から重要なんですけども、多分もともとのガイドライン上の意味合いとしては、これはむしろ現地政府あるいは現地国において法制に基づいて指定されていることはちゃんと尊重してやっていきましょうというのが一義的な目的だったかと思うんです。

それはあくまで現地政府が判断して設定するものなので、そうじゃなくて自然環境、特に生物多様性の地球規模の価値というものをどうやってガイドラインの中で配慮していくのか、担保していくのかと。これは本来であれば重要な生息地というものをしっかり明確にして対応していくということになるのかと思うんですけども、それがなかなか難しい、特にどこが重要な生態系なのかというのを判断、判定するのは難しいということで、保護区がある意味プロキシとして使われてきたというのが現実だと思うんですね。

なので、その問題点を明確にしないままどっちだという議論を進めていくと、より効果的に開発を進める、事業を進める面からもよくないですし、自然環境の保全という観点からもよくないと。やはり両方総合的に見ながら補完的な関係にするような方向で検討していくことができれば、まさに両方の効果を高めていくというようなことができるはずだということで、この9番を提案させていただきました。

私からはそれぐらいで、ほかの文言については先ほどの件も含めて異議はございません。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

○鈴木委員 鈴木ですけれども、一言よろしいですか。

○原嶋委員長 鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 9番のところ、今、日比さんからあった言葉なんですけれども、2行目から「両者を改善することで保全効果、開発効果の双方を高められる方法を取り入れるべき」というのがあるんですけども、ここでは保護区の話をしているのであって、ここに開発の効果というのが出てくるのは私には非常に不可解で、50年前の開発と保全の調和条項みたいに読めちゃったんですけれども、この9番のコンテキストで開発の効果というのはいよいよあったほうがいいんですかねというのがちょっとした疑問です。

以上です。

○原嶋委員長 コメントとして頂戴しますけれども、レスポンスがありましたらお願いします。

○重田委員 重田ですけれども、よろしいですか。

○原嶋委員長 重田委員、お願いします。

○重田委員 OECDでやっているような開発協力の流れの中で、援助やODAをどう使うかという議論が2000年からずっとあるわけですね。その流れの中で援助効果、これはODAに関すること、あとNGOのほう、市民社会は開発効果の議論がずっと行われていて、ハイレベルフォーラムとかずっと議論されているわけです。

この開発効果がどういう流れの中で出てきたのか、ただこのプロジェクトやガイドラインがあくまでもODAでやっているものであるならば、開発効果を入れておいたほうがいいのではないかと。やはり保全効果とともに開発の効果、税金がどう使われているのかというのを確認しておく必要があるんじゃないかと思って、これどういう意図で入れたかはちょっと確認する必要があると思いますけれども、以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見ありますでしょうか。

米田委員、最終的にいろいろご意見あるようなんですけれども、ワーキンググループでの議論を尊重して原案どおりということで考えておりますけれども、今幾つかのご意見を踏まえて何かありますか。

○米田委員 鈴木委員から確かに先ほどのようなご意見をいただいたんですが、私も一応これがJICAのガイドラインという、ODAのガイドラインであるということから開発効果という言葉は残しておいたほうがいいのではないかなと思っています。これは最後の文章が「との意見があった」ということで、全員がその意見ではなかったという意味も含んでいるかなとは思っていますが、と

りあえず以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、全体にわたりまして大変細かい調整をしていただいておりますので、原案どおり助言を確定させたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。ご意見ありましたらお願いします。

それでは、一応原案に若干今9番に修正を入れましたけれども、これをもって助言文を確定させていただきたいと思います。大変長い時間でのご議論、ありがとうございました。

それでは、一旦ここで締めくくりとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、続きまして、包括的検討ワーキンググループの8番でございまして、住民移転と先住民族に関わるところでございます。この件につきましては、小椋委員に主査をお願いしておりますので、準備が整いましたら小椋委員よりご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。
○小椋委員 このワーキングですけれども、4月27日、ちょうど連休前にありまして、私と石田委員、織田委員、木口委員、作本委員、重田委員、柴田委員、田辺委員、寺原委員、林委員、村山委員の計10名で議論をさせていただきました。

その議論の結果というか、ちょうど連休中にまとめさせていただいたんですが、9点の助言案を出させていただいております。

まず、住民移転計画の構成要素の参照のところからまいります。

1点目でございます。架空送電線ですね。先ほどアンゴラの事業のワーキングでも出たところがございますが、架空送電線事業や地下埋設物を敷設する事業のように土地取得や被影響住民の住居の移転を伴わないが、事業により地役権あるいはそれと同等の権利が設定され、土地利用の阻害あるいは制限に起因して財産価値を毀損するような場合に対する補償が現行のガイドラインで規定されていないことから、世界銀行のESS5で規定されている生計損失に対する補償や日本等第三国における補償の考え方を参考として検討すべきとの指摘がなされたというのが1点目でございます。

引き続きまして2点目でございますが、非自発的住民移転が発生する場合、かつ不動産市場が機能あるいは発達していない場合の補償金額の算定において、再取得価格の算定基準や参考とする価格の根拠を明らかにするよう検討すること。また、移行期間における補償の在り方についても検討を行うべきとの意見があった。資産調査結果に対し、被影響住民への書面での手交あるいは同意したことを示す文書の取り交わしの義務付けを検討すべきとの意見が上げられた、これは2点目でございます。

3点目、住民移転計画の作成と実行にあたっては、特に負の影響を受けやすい女性の視点と関心が含まれるような配慮を行うべきとの意見が挙げられた。また、非自発的住民移転に係る苦情処理メカニズムは、社会的弱者の意見を反映しやすいような仕組みづくりに留意すべきとの意見があった。世界銀行のESS5、para29でございまして、に記載のある法的・慣習的権利を有さない住民の移転においては、借地借家権等の法的権利が認められた家屋の提供を支援することについて検討すべきとの意見が上げられた、3点目でございます。

次4点目、物理的移転を伴わず経済的移転が発生する場合の対応に関して、世界銀行ESS5に多くの記載があることから、JICAガイドラインにおいてもその取り扱いを整理することが重要との意見があった。

5点目でございます。住民移転計画・生計回復支援事業のモニタリングや事後評価においては、事業実施のアウトプットだけではなく、住民にとっての満足度を含むアウトカムを調べることができないかとの意見があった。以上が住民移転計画の構成要素に関しての助言案でございます。

引き続きまして、先住民族の呼称について参ります。

6点目になります。先住民族の呼称については、世界銀行ESSに倣うことよりも、事業を検討する際の先住民族への配慮項目等の実態を考慮したものとして、本来配慮すべき範囲との間に差異が生じないように留意すべきとの指摘がなされた。

7点目、FPICについては、世銀のESS7の定義どおり「Free, Prior, and Informed Consent」、仮訳として自由な事前の十分な情報を伝えられた上での合意を参照すべきとの意見があった。また、合意されたとみなす場合の判断基準について整理するとともに、先住民族配慮では影響を受ける先住民族に対する十分な情報提供、参加機会の提供、文化的に適切でジェンダー及び弱者に配慮した意味ある応答などを含めた合意形成プロセスが適切に実施されているかを確認することが必要であるとの指摘がなされた。

先住民族配慮計画、IPPですね、は先住民族計画としてJICA GLにもいくつかの箇所で記載がある一方、取り組んだ事例が少ないことから、適切に配慮するための現地のリソースの活用を通じて同計画の構成要素を確保するように検討すること。また、男女の役割の違いが先住民族社会で特有の形で現れることや民族特有の意思決定を行う先住民族も見られることから、同計画を策定する際にジェンダーの視点並びに伝統的意思決定といった固有要因を尊重し、配慮の対象として考慮することが重要であるとの意見があった。

次、9点目の無形文化遺産のところに参ります。無形文化遺産を配慮項目に加えることに異論はなかった。なお、有形文化遺産を含めて、何をもちて文化遺産とするか、国際的に認知された遺産のみならず、相手国・地域にて重視されている文化遺産への配慮、事業が文化遺産の商業的な利用を行う場合には慎重な対応を行い、住民による文化遺産の慣習的な利用を制限せず、かつ住民への利益配分等の配慮、また文化財についての住民間の民族、言語、宗教上の価値観が異なる場合への慎重な対応、秘密保持が必要な場合の対応についても検討すべきとの意見があった。

以上、9点を助言案としてこの全体会合に出させていただきます。本件のワーキングに参加された委員の先生方の中で、またコメント等補足事項がございましたらお願いをいたします。

以上、私からまず助言の紹介でございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、ワーキンググループにご参加いただいた委員の皆様から補足のコメント、意見ございましたら遠慮なくお名前をください。

本件は小椋委員をはじめ、石田委員、織田委員、木口委員、作本委員、重田委員、柴田委員、田辺委員、寺原委員、林委員、村山委員にご参加いただいておりますけれども、補足意見ありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、ほかに全体にわたりましてご意見や確認したい点がございましたらお名前をいただきたいと思っております。お願いします。

それでは、おおむねご理解いただいたというふうに理解いたしまして、ということで原案どおり助言文を確定させたいと思っております。いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

○重田委員 よろしいですか、重田です。

○原嶋委員長 重田委員、お願いします。

○重田委員 特にこの9番ですね。助言案のこのところはちょっといろいろな意見があって、ここは少しかなり意見を入れて、たくさんの委員の方がいろいろな意見を言われていた部分なんですけれども、この部分は少し補足されたほうがいいのかと思ったんですけれども、特に意見が出ていなかったの、私のほうから特に言うことはないんですけれども、ここは小椋委員のほうからもしあればちょっと補足していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○小椋委員 特にこの無形文化遺産について、あとは8番と9番について議論をいろいろとさせていただきました。この今の重田委員のご指摘の9番でございますけれども、特に商業的な利用等々への配慮、それと無形文化遺産の定義ですね。何をもちょうと無形文化遺産とするか等々の議論を委員の間でさせていただきました。

ここは特に集中してご審議いただいていた委員の先生方から補足的なコメントがあれば私もありがたいんですけれども。

○原嶋委員長 どなたか今の点につきましてご発言をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○重田委員 重田ですけれども、聞こえますか。

○原嶋委員長 重田委員ですね。お願いします。

○重田委員 助言案のこのワーキンググループの委員の名前の中に石田委員の名前が入っていないんじゃないかと思うんですけれども。

○小椋委員 そうですね。石田委員の名前がちょっと漏れていますので、失礼いたしました。石田委員、ごめんなさい。

○重田委員 特に石田委員からもしあれば、この8と9の部分を補足していただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○石田委員 自分の名前が抜けているところを確認していませんでした。ありがとうございます。

8番、9番で大切だなと思ったのは、JICAの事務局ともやり取りをさせていただいて、要するにJICAとしては、ここを重要視していないわけではないということをはっきりおっしゃられて、今までやっぱり取り組んだ事例が少ないということが事実あるということを確認したんだと思います。そのために適切に配慮するためには現地の意思決定の習慣だとか男女の役割とかをきちんとわかっている人、つまりリソースを通じて理解するということがとても大切なのが8番ではないのかと思います。

すみません、これは自分が言った意見なんですけれども、9番については商業利用について恐らくJICAもこれまでほとんどそういうケースがなかったんじゃないかと思います。よっぽど大きな例えばポロブドゥールとか文化遺産がなければ商業的な利用はしませんよね。

ただ、ESSにはそれがきちんと書かれているので、やはりここは入れておきたいなと思って入れさせていただきましたし、かつ今日議論した中でシエラレオネのピナップルの事例でも出てきましたけれども、事業によって今まで使っていた形が特にここは先住民ですから、今まで先住民なりに使用されてきた伝統的利用が制限されるようなことがあってはいけないということはとても重要な視点ですし、これもESSにはきっちり書かれているし、かつ何か商業利用で住民への利益が上

がるのであれば、それは住民の人たちもきちんとそういう経営メンバーに入って利益分配まで、つまり利益へのアクセスまで保障するというようなところはとても重要なんじゃないかというふうには思います。

私からは以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

ほかにご意見、コメントございましたら遠慮なく頂戴したいと思います。お名前をお願いします。

繰り返しですけれども、ワーキンググループの参加委員の名称について修正をお願いします。

○加藤 承知いたしました。申し訳ありません。

○原嶋委員長 ほかに不備がありましたら遠慮なくご指摘ください。

それでは、大変丁寧に深くご議論いただいておりますので、ちょっとお名前のところは大変失礼いたしましたけれども、そこは直すということで、助言文そのものについては原案どおり確定をしたいというふうに思います。最終的に何かご意見やコメントがございましたら頂戴したいと思います。いかがでございましょうか。

○加藤 事務局よりよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 どうぞ事務局、お願いします。

○加藤 前回の全体会合の折に宿題として重田委員からご指摘のありましたUHCにつきまして、この第8回のところでどのようにガイドラインの全体の改定の議論で取り扱うかということ議論するようにと委員長からの宿題をいただいておりますので、その点についてJICA環境社会配慮監理課長の小島からご説明したいと思います。

○原嶋委員長 お願いします。

○小島 小島です。

第8回のワーキンググループが少し早く終わったので、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジについても説明をさせていただきました。JICAの中でユニバーサル・ヘルス・カバレッジの捉え方としては、全ての人々が適切な健康増進、予防、治療、機能回復に関するサービスを支払い可能な費用で受けられるというような受け取り方をしています。SDGsの中に位置づけられるというのも重田委員がおっしゃったとおりでございます。

その中でJICAとして考え方としてどのようにそれを改善していくかというところで、物理的アクセス、それと経済的アクセス、社会的・慣習的アクセスという3つの捉え方をしています。物理的アクセスというのは、全ての人々の近くに医療施設があるとか医師がいるとかというようなもの、これは無償資金協力とか技術協力プロジェクトで捉えているものでございます。経済的アクセスというのは、これは大いに先方政府の社会保障制度、医療保障制度によるものなんですけれども、医療費の自己負担率ができるだけ低くなるように、あるいは保障制度自体をつくるというところで協力をさせてもらっています。

社会的・慣習的アクセスというのは、例えば家族の中で女性の方が体調を悪くしても、なかなか病院に行かせてくれないとか、そもそも病院に行けば治るかもしれないというのを知らない人たち、あるいは病院に行っても少数民族だから治療してもらえないというようなことがあったりする、もっと言うと賄賂を請求されるというようなことがあるので、そのようなことがないように協力するというようなことを捉えてやっています。

これをどういうふうに環境社会配慮に捉えていくかというところは、ちょっとまだアイデアが出ないので、そのとき説明した結論としては、理念のような、あるいは総論的にUHCについて述べるかどうかというのを、ちょっと私たちの中で議論させていただくということで議論しましたというところでございます。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

重田委員、今のご説明に対してご意見ありますか。

○重田委員 やっぱこの議論をしたのは、開発そのものが森林を破壊することによっていろんな現象をもたらす。その一つが今回のウイルスの感染とか、感染症の拡大ということにつながっていると思うんですね。ですから、この委員会は環境開発ということが中心に行われていますけれども、やっぱり開発そのものが感染症の拡大、さらに森林の破壊そのものが感染のそういった拡大にもつながっていく、ウイルスのそういった拡大につながっていくんだということを根本的に押さえておくということが私は必要じゃないかと思えますし、やはりそこは理念のところを改めて諮問委員会なりで議論していただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

この件については石田委員からもご発言がかつてあったと思いますけれども、いかがでしょうか。

○石田委員 私も重田委員がおっしゃったことに関わり共感して、UHCはとても大切だなと思って、個人的には何か助言に入れられないかなと思って頑張ってみたんですが、やっぱりUHCはESS1から8、JICAで今までずっと議論してきた改定に関するそれぞれの中で横断的に入ってくるようなことでもあるので、なかなか難しかったなと思っています。ただし、その重要性は消えるものではないと思っていますので、すみません、何かとても漠とした説明という意見ですけれども、この重要性はきちんと見ていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、一応ワーキンググループでのご議論の成果については、それを尊重させていただいて原案どおり確定させていただいた上で、UHCの問題については今後注視していくという形で進めていきたいと思っています。いかがでございましょうか。

それでは、大変長いオンラインでの会議をしていただいて、どうもありがとうございました。小椋主査をはじめ、皆様どうもありがとうございました。

それでは、これで本件については原案どおり助言を確定させていただきます。大変ありがとうございました。

○小椋委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、議事次第の7番目、その他になります。これについて事務局からございますでしょうか。

○小島 私のほうから3点述べさせていただいて、その後ちょっと次長の中曾根のほうから挨拶をしたいと思えますので、お時間をいただきます。

事務連絡3点なんですけれども、一つは皆様にお支払いする交通費や謝金の支払いの遅れでござ

います。4月からJICA本部のほうで在宅勤務が進められていて、各会計処理システムをきちんと操作するためには、どうしても誰かが本部に行かないといけないんですが、それができない状況が続いております。勤務が通常に戻ったら、直ちに今年度の助言委員会、ワーキンググループの交通費、謝金などをお支払い可能になりますので、ちょっと辛抱いただければ幸いです。

残り二つは応募勸奨でございます。一つは来期の助言委員の応募のお願いでございます。皆さんご自身あるいは皆さんの周りでJICAの助言委員を担ってみたいと考えておられる方がおられれば、ぜひ応募いただきたいと思います。締め切りは5月22日、ちょうど来週になります。

最後がガイドライン改定の諮問委員会のNGO委員の応募の勸奨でございます。これはJICAの中では企画部が中心に扱うんですが、いよいよ諮問委員会の中でガイドライン改定を議論する際、NGOの委員を4名公募しています。これに関心ある方あるいは関心ありそうな方に応募勸奨いただける幸いです。こちらのほうは、締め切りは5月29日でございます。今、両方の点についてJICAのホームページ、ちょっと探していただく必要はありますが、公開されていますので、どうぞよろしくお願ひしたいというところでございます。

この点について何かご質問ありますでしょうか。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

今の3点の事務連絡についてご質問があれば今頂戴します。

特になければ、中曽根次長ですか、ご挨拶をお願いします。

○中曽根 審査部、中曽根です。大変御無沙汰しております。本日もお疲れさまでした。

また今、小島からお話しさせていただいたようにシステムがなかなかテレワークに追いついておらず、謝金、交通費のお支払いが遅れておまして、本当に申し訳ございません。いましばらくご猶予いただければと思います。

ガイドライン改定に際しましては、1月以来これまで8回にわたる包括検討ワーキンググループへのご協力、誠にありがとうございました。新型コロナウイルス禍の影響でテレワークが日常化し、業務環境の制約がある中で、とりわけ助言の取りまとめにおいて平時にはないご負担をおかけしたことと推察いたします。また、論点によりましては、容易に答えを出せないような難しいテーマもありましたが、毎回濃密にご議論いただき、貴重な視点や助言をたくさん頂戴いたしました。今後ガイドライン改定のプロセスは最終段階を迎え、諮問委員会での審議を経て改定の運びとなりますけれども、これまで頂戴した助言を引き続き真摯に議論いたしまして、改定に活かして参りたいと考えております。

この場を借りてテレワークの環境下で難しい取りまとめをお願いしたワーキンググループの主査を務められた皆様並びにお忙しい中多数ワーキンググループにご参加いただいた委員の皆様に対しまして、改めて深く御礼申し上げます。ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

何かコメント、ご質問ありましたら頂戴しますけれども、いかがでしょうか。

それでは、あとその他ですけれども、今日は冒頭にありましたけれども、シエラレオネ国の案件で不開示情報に関わることでお話があったと思います。皆様のお手元に送られているファイルの取

り扱いについては、そのルールに従いまして丁寧な扱いをお願いしたいと思います。何かこの点で事務局から確認したいことがありましたらお願いします。

○加藤 お手元にお配りさせていただいた委員限りという資料は、お手元限りでお取り扱いいただきまして、それ以外の資料は通常どおりホームページでも公開をされる資料となります。よろしくをお願いいたします。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、最後8番で今後のスケジュールの確認を事務局からお願いします。

○加藤 今後の会合スケジュール、今回は全体会合114回目、2020年6月12日の金曜日、午後2時からを想定しております。無事緊急事態宣言も解除となりましたら、JICA本部、通常の111・112号室で開催を予定しております。また近くなりましたら、物理的に会合を設けられるか、Skypeとなるかお知らせをいたしたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の全体会合全体にわたりまして、何かご発言ございましたらお願いします。とりわけこれまでご発言がなかったのは、私の記憶では島委員、寺原委員、山崎委員、お3名からは特段のご発言がなかったようではありますが、お3方を含めて皆様から最終的な何かコメントがありましたらお願いします。

○重田委員 山崎委員は発言があったんじゃないですか。

○原嶋委員長 わかりました。ありがとうございました。

何かご意見がありましたらお願いします。

それでは、一応本日若干時間を押してしまって大変恐縮ですが、本日の予定していた議事は全て終わりましたので、本会はこれをもって終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

午後5時15分閉会